

1.3 第一審における専門訴訟事件の統計について

1.3.1 医事関係訴訟

医事関係訴訟の平均審理期間（25.5月）は、民事第一審訴訟事件全体（7.8月）の約3.3倍である。また、医事関係訴訟では、人証調べ実施率が顕著に高く、平均人証数も多いほか、鑑定実施率も顕著に高い。

人証調べに関する統計データからは、医事関係訴訟においても、民事第一審訴訟事件全体の場合と同様に、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくなく、集中証拠調べが相当程度浸透していることが裏付けられていると考えられる。

医事関係訴訟の上訴率は40.1%であり、民事第一審訴訟事件全体よりも顕著に高い。もっとも、医事関係訴訟においては、上訴の有無による平均審理期間の差は、民事第一審訴訟事件全体の場合よりも小さい。

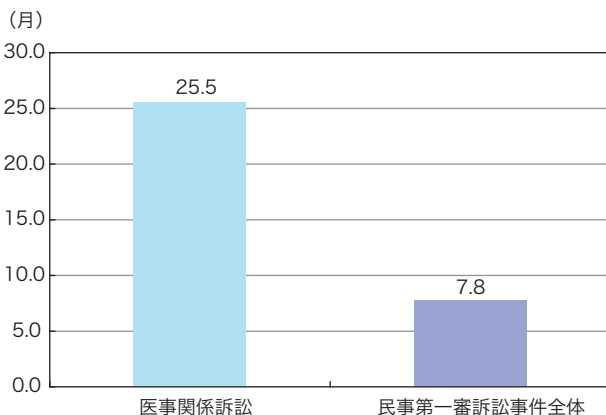
医事関係訴訟においては、審理期間が長い事件ほど、鑑定人指定日から鑑定書提出日までの期間も長くなっている。

医事関係訴訟において証拠保全が実施された事件の割合は35.5%であり、証拠保全が実施された事件の方が、実施されていない事件よりも平均審理期間が長くなっている。

○ 概況

本件調査期間における医事関係訴訟の平均審理期間は、25.5月であり、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（7.8月）の約3.3倍となっている（【図39】）。第1回調査期間の既済事件では27.1月。第1回報告書70頁【表76】参照）。また、医事関係訴訟では、審理期間が1年を超え2年以内の事件が34.7%を占めているが、2年を超える事件も41.1%に上る（【表40】）。第1回調査期間の既済事件では、審理期間が1年を超え2年以内の事件が24.2%、2年を超える事件が46.5%。第1回報告書70頁【表76】参照）。

【図39】 平均審理期間
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）

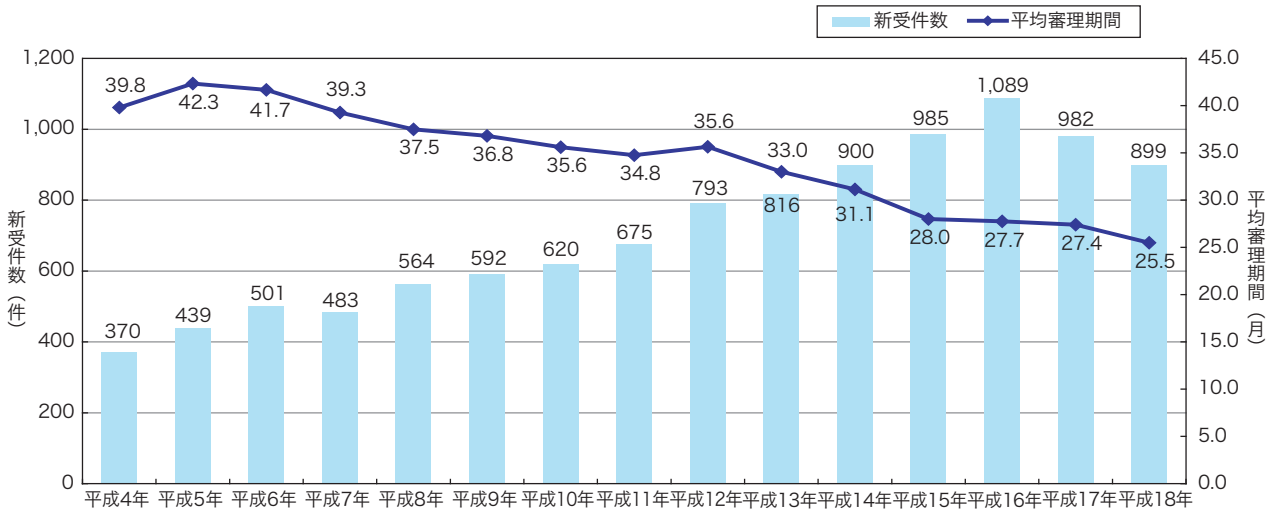


【表40】 審理期間別の事件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟事件全体
事件数		1,120	143,321
審理期間	平均審理期間(月)	25.5	7.8
	審理期間別事件数		
審理期間別事件数	6月以内	128 11.4%	91,639 63.9%
	6月超1年以内	143 12.8%	23,547 16.4%
	1年超2年以内	389 34.7%	20,204 14.1%
	2年超3年以内	236 21.1%	5,380 3.8%
	3年超5年以内	164 14.6%	2,163 1.5%
	5年を超える	60 5.4%	388 0.3%

【図41】は、医事関係訴訟の新受件数及び平均審理期間の経年推移を示したものである。これを見ると、新受件数は、平成16年までは増加していたが、平成17年以降は落ち着きを見せている。平均審理期間は、平成5年の42.3月をピークにほぼ一貫して減少傾向が続いている。

【図41】 新受件数と平均審理期間の推移（医事関係訴訟）



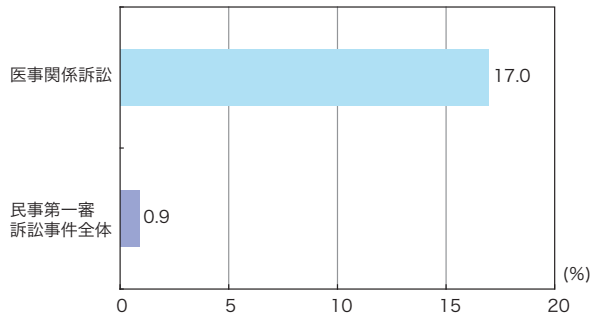
人証調べについて見ると、【表42】によれば、本件調査期間における医事関係訴訟の人証調べ実施率は63.7%であり、民事第一審訴訟事件全体（18.9%）より著しく高い。また、平均人証数は1.9人であり、民事第一審訴訟事件全体の平均人証数（0.5人）の3.8倍となっている（第1回調査期間の既済事件では2.0人。第1回報告書74頁【表83】参照）。ただし、人証調べを実施した事件における平均人証数は3.0人であり（第1回調査期間の既済事件では3.1人。第1回報告書74頁【表85】参照）、民事第一審訴訟事件全体（2.8人）と大きな違いはなく、平均人証数の差は、主として人証調べ実施率の違いによるものといえる。

【表42】 人証調べ実施率及び平均人証数（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）

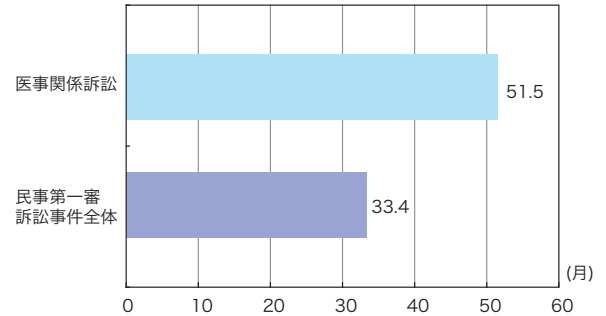
事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟事件全体
人証調べ	人証調べ実施率	63.7%	18.9%
	平均人証数	1.9	0.5
	平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.0	2.8

鑑定については、医事関係訴訟の鑑定実施率は17.0%であり、民事第一審訴訟事件全体の鑑定実施率（0.9%）の約19倍に上っている（【図43】。第1回調査期間の既済事件では22.4%。第1回報告書78頁【図90の1】参照）。医事関係訴訟において鑑定を実施した事件の平均審理期間は51.5月であり、同じく鑑定を実施した民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（33.4月）の約1.5倍となっている（【図44】。第1回調査期間の既済事件では52.2月。第1回報告書78頁【図90の2】参照）。

【図43】 鑑定実施率
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



【図44】 鑑定を実施した事件における平均審理期間
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



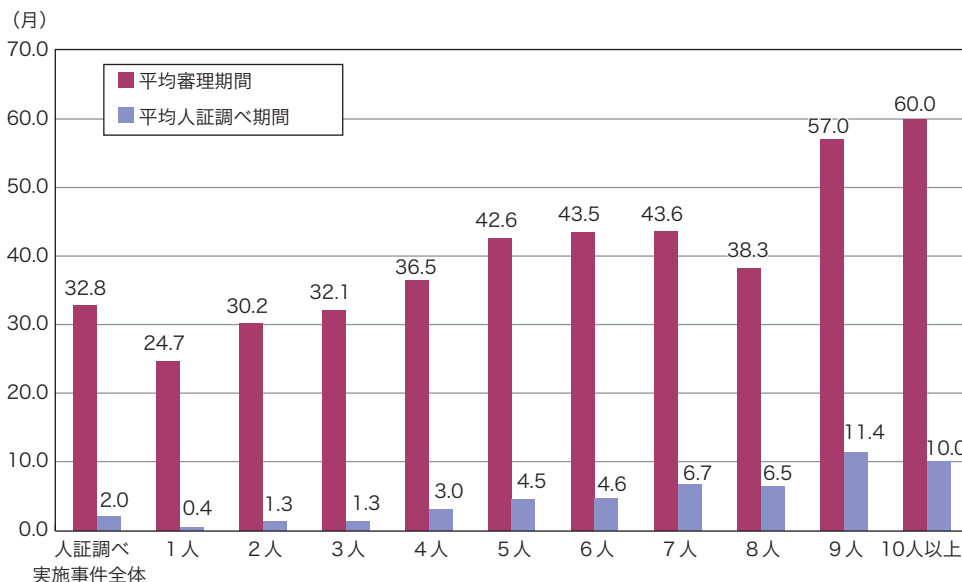
○ 人証調べに関する状況

医事関係訴訟においても、「人証調べ開始日、人証調べ終了日及び人証調べ期日回数」のデータを把握することが可能になったので、追加されたデータ項目により新たに明らかになった部分に重点を置きつつ、医事関係訴訟における人証調べと審理期間との関係について検討することとする（この項においては、特に断らない限り、人証調べを実施した医事関係訴訟を対象として検討する。）。

(人証調べ期間と審理期間等との関係)

人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示した【図45】によれば、人証調べを実施した医事関係訴訟の平均審理期間は32.8月であり、医事関係訴訟全体の平均審理期間（25.5月）より相当長くなっている（なお、人証調べを実施した民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間は18.8月である。）。また、人証調べを実施した医事関係訴訟の平均人証調べ期間は2.0月と民事第一審訴訟事件全体（0.9月）より長くなっているが、上記の平均審理期間（32.8月）に対する割合は6.1%にとどまっている（民事第一審訴訟事件全体の4.8%よりは高率である。）。また、事件数が少ない人証数6人以上の事件を除けば、民事第一審訴訟事件全体の場合（【図18】）と同様に、人証数の多い事件ほど、平均審理期間及び平均人証調べ期間のいずれもが長くなるという傾向が見られる。さらに、人証数5人以下の事件では、人証数の増加による平均人証調べ期間の増加幅は、平均審理期間の増加幅よりも顕著に小さい（例えば、人証数が1人の事件と5人の事件とを比較すると、平均審理期間は17.9月増加しているが、平均人証調べ期間は4.1月しか増加していない。）。

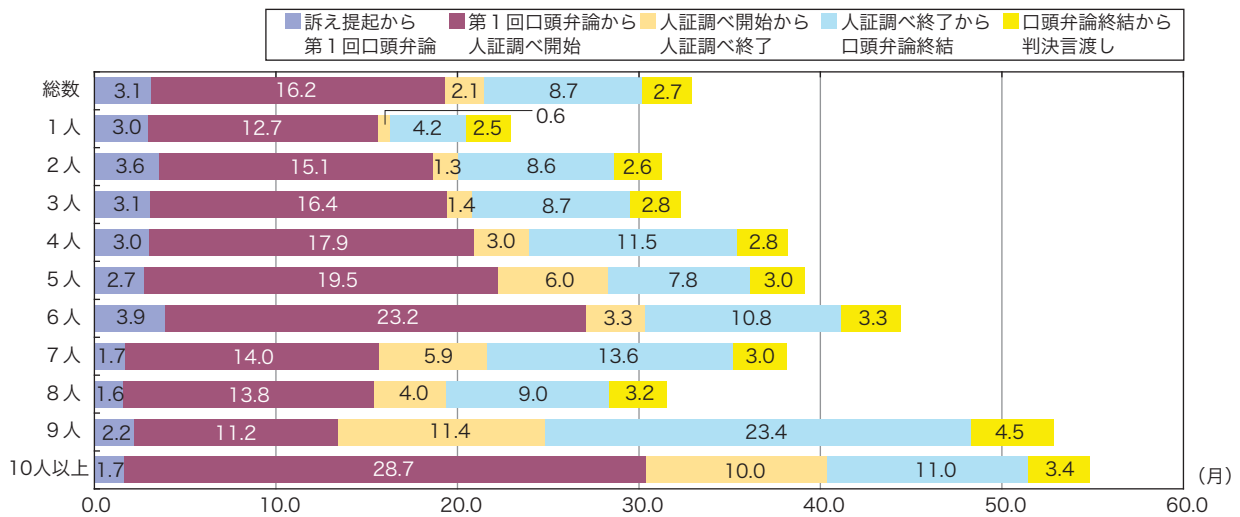
【図45】 人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間（医事関係訴訟）



そこで、人証数の多い事件の審理期間が長くなる要因を詳しく見るため、審理の各手続段階ごとの期間を見ることとする。人証調べを実施し判決で終局した医事関係訴訟について、各手続段階ごとの平均期間及び審理期間全体に対する割合を、人証数別に示したものが【図46】であり、審理期間別に示したものが【図47】である。

これらによれば、医事関係訴訟においても、民事第一審訴訟事件全体の場合（【図20】及び【図21】）と同様、総じて、争点整理期間の割合が大きく、人証調べ期間の割合が小さいという傾向がある。また、各手続段階のうち、訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間を除いた各期間は、いずれも審理期間が増加するに従って増加する傾向にあるが、人証調べ期間の増加は比較的小幅なものであり、それ以外の期間の増加幅の方が顕著に大きくなっている。そうすると、人証数が多い事件の審理期間が長くなるのは、人証調べ期間の増加よりも、事案内容の専門性、複雑困難性等から争点整理期間が増加していることが大きく影響しているのではないかと考えられる。

【図46】 人証調べを実施して判決で終局した事件における人証数別の各手続段階の平均期間の状況（医事関係訴訟）

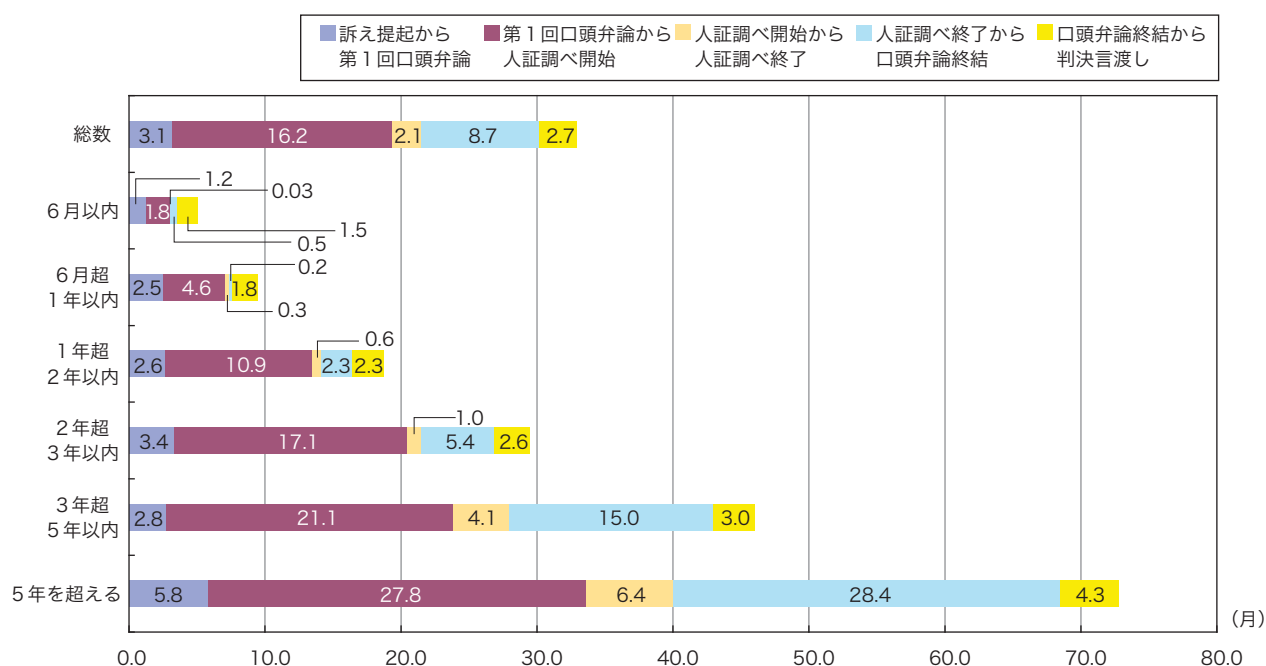


人証数	事件数	訴え提起から第1回口頭弁論(月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始(月)	人証調べ開始から人証調べ終了(月)	人証調べ終了から口頭弁論終了(月)	口頭弁論終了から判決言渡し(月)	合計(月)
総数	366	3.1 9.6%	16.2 49.2%	2.1 6.5%	8.7 26.4%	2.7 8.3%	32.9 100.0%
1人	47	3.0 13.0%	12.7 55.3%	0.6 2.8%	4.2 18.2%	2.5 10.8%	22.9 100.0%
2人	111	3.6 11.4%	15.1 48.4%	1.3 4.3%	8.6 27.6%	2.6 8.3%	31.3 100.0%
3人	102	3.1 9.5%	16.4 50.7%	1.4 4.3%	8.7 27.0%	2.8 8.6%	32.3 100.0%
4人	53	3.0 7.9%	17.9 46.9%	3.0 7.9%	11.5 30.0%	2.8 7.3%	38.2 100.0%
5人	25	2.7 7.0%	19.5 49.9%	6.0 15.4%	7.8 20.0%	3.0 7.7%	39.1 100.0%
6人	13	3.9 8.8%	23.2 52.2%	3.3 7.3%	10.8 24.3%	3.3 7.4%	44.4 100.0%
7人	6	1.7 4.4%	14.0 36.7%	5.9 15.5%	13.6 35.7%	3.0 7.7%	38.2 100.0%
8人	4	1.6 5.0%	13.8 43.9%	4.0 12.5%	9.0 28.5%	3.2 10.1%	31.5 100.0%
9人	2	2.2 4.2%	11.2 21.3%	11.4 21.6%	23.4 44.4%	4.5 8.6%	52.8 100.0%
10人以上	3	1.7 3.0%	28.7 52.4%	10.0 18.2%	11.0 20.1%	3.4 6.2%	54.8 100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

II 民事訴訟事件に関する分析

【図47】 人証調べを実施して判決で終局した事件における審理期間別の各手続段階の平均期間の状況（医事関係訴訟）

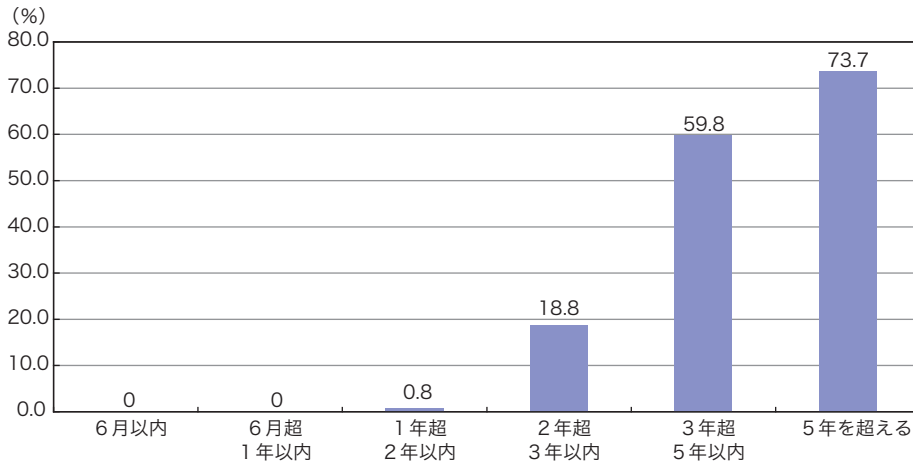


審理期間	事件数	訴え提起から第1回口頭弁論 (月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始 (月)	人証調べ開始から人証調べ終了 (月)	人証調べ終了から口頭弁論終了 (月)	口頭弁論終了から判決言渡し (月)	合計 (月)
総数	366	3.1	16.2	2.1	8.7	2.7	32.9
		9.6%	49.2%	6.5%	26.4%	8.3%	100.0%
6月以内	5	1.2	1.8	0.03	0.5	1.5	5.1
		24.6%	35.6%	0.6%	8.9%	30.3%	100.0%
6月超 1年以内	22	2.5	4.6	0.3	0.2	1.8	9.4
		26.2%	48.9%	3.0%	2.4%	19.4%	100.0%
1年超 2年以内	118	2.6	10.9	0.6	2.3	2.3	18.7
		14.0%	58.1%	3.4%	12.1%	12.3%	100.0%
2年超 3年以内	96	3.4	17.1	1.0	5.4	2.6	29.5
		11.4%	58.1%	3.3%	18.4%	8.9%	100.0%
3年超 5年以内	87	2.8	21.1	4.1	15.0	3.0	46.0
		6.0%	45.8%	9.0%	32.6%	6.6%	100.0%
5年を超える	38	5.8	27.8	6.4	28.4	4.3	72.8
		8.0%	38.3%	8.8%	39.1%	5.9%	100.0%

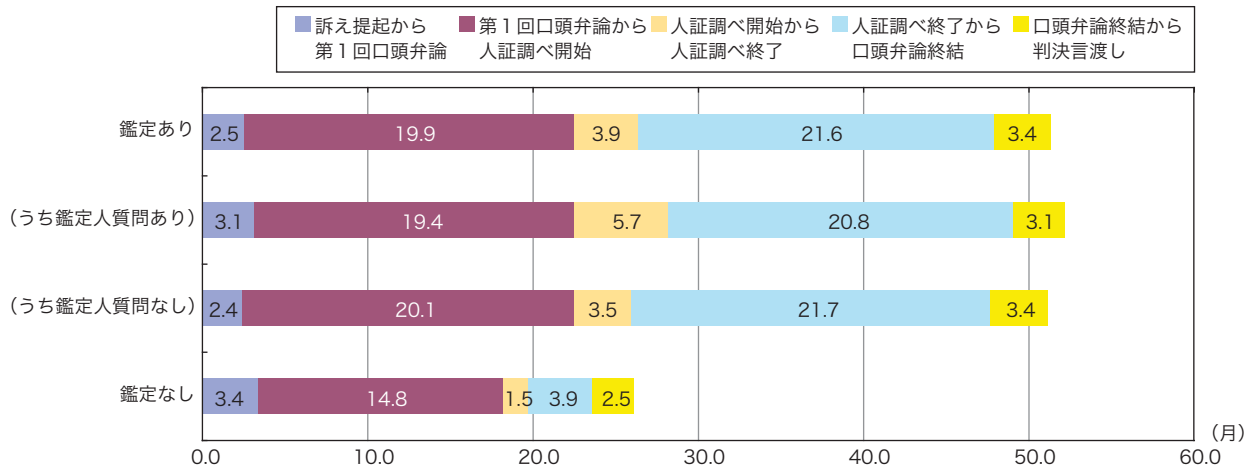
※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

なお、【図46】及び【図47】を見ると、人証数の多い事件ないし審理期間が長い事件では、人証調べ期間の長さ及び割合が比較的大きいものがあり、また、人証調べ終了から口頭弁論終了までの期間の長さ及び割合が大幅に増加しているものがある。これらの期間においては、和解が試みられている可能性があるほか、【図48】によれば、審理期間が長い事件の鑑定実施率が高いことから、これらの期間に鑑定が実施された事件が相当数あるのではないかと推測される。そこで、【図49】で鑑定の有無別に各手続段階ごとの平均期間を見ると、鑑定を実施した事件では、争点整理期間(19.9月)より人証調べ終了後口頭弁論終了までの期間(21.6月)の方がやや長くなっていることが特徴的である。そのうち、鑑定人質問がされた事件の平均人証調べ期間が長くなっているのは、統計上、証人尋問や当事者尋問の終了後に鑑定が実施され、鑑定人質問がされた場合には、鑑定期間も人証調べ期間に含まれることが一因となっていると考えられる。これに対し、鑑定人質問がされなかった事件では、人証調べ終了後口頭弁論終了までの期間に鑑定期間が含まれているものと思われる。

【図48】 人証調べを実施して判決で終局した事件における審理期間別の鑑定実施率（医事関係訴訟）



【図49】 人証調べを実施して判決で終局した事件における鑑定の有無別の各手続段階の平均期間（医事関係訴訟）



	事件数	訴え提起から第1回口頭弁論(月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始(月)	人証調べ開始から人証調べ終了(月)	人証調べ終了から口頭弁論終了(月)	口頭弁論終了から判決言渡し(月)	合計(月)
鑑定あり	99	2.5	19.9	3.9	21.6	3.4	51.3
		5.0%	38.9%	7.5%	42.0%	6.6%	100.0%
うち鑑定人質問あり	18	3.1	19.4	5.7	20.8	3.1	52.1
		6.0%	37.2%	10.9%	40.0%	5.9%	100.0%
うち鑑定人質問なし	81	2.4	20.1	3.5	21.7	3.4	51.1
		4.7%	39.3%	6.8%	42.5%	6.7%	100.0%
鑑定なし	267	3.4	14.8	1.5	3.9	2.5	26.1
		12.9%	56.8%	5.7%	15.0%	9.6%	100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

(人証調べ期日回数と審理期間等との関係)

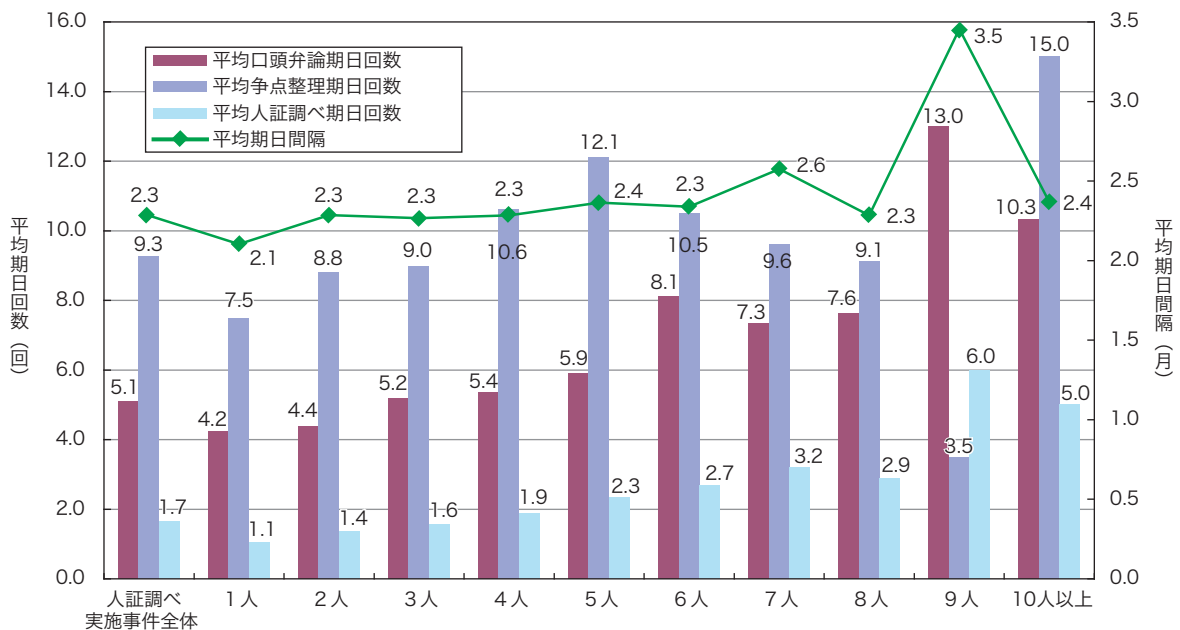
人証数別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図50】によれば、人証調べを実施した医事関係訴訟の平均全期日回数は14.4回であり、そのうち平均口頭弁論期日回数は5.1回、平均争点整理期日回数は9.3回である。民事第一審訴訟事件全体（【表17】）に比べると、平均争点整理期日回数が多くなっており、医事関係訴訟の専門性、複雑困難性等から争点整理のために多数の期日を要していることがうかがわれる。他方、期日回数のうち、平均人証調べ期日回数は1.7回であり、その平均全期日回数に対する割合は11.8%、平均口頭弁論期日回数に対する割合は33.3%となっている。

また、【図50】によれば、事件数が少ない人証数6人以上の事件を除けば、人証数が増加するに従い、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均人証調べ期日回数のいずれもが増加するという傾向が見られるが、中でも平均争点整理期日回数の増加幅が顕著に大きい（例えば、人証数1人の事件と5人の事件とを比較すると、平均口頭弁論期日回数は1.7回、平均人証調べ期日回数は1.2回増加しているのに対し、平均争点整理期日回数は4.6回増加している。）。他方、平均期日間隔には大きな変化が見られない。

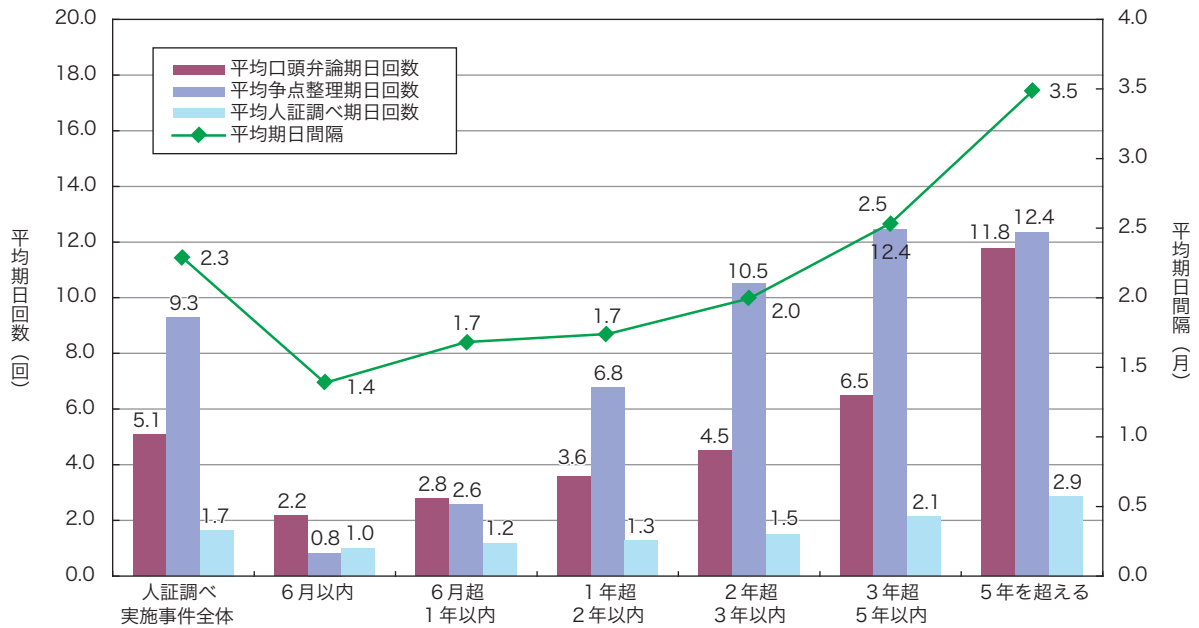
さらに、審理期間別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図51】によれば、民事第一審訴訟事件全体の場合（【図25】）と同様、審理期間が増加するに従い、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均人証調べ期日回数のいずれもが増加するが、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の増加幅の合計は、平均人証調べ期日回数の増加幅を大きく上回っている。他方、審理期間が2年を超える事件では、平均期日間隔が長くなっているが、これは、審理期間が2年を超える事件で鑑定実施率が高く（【図48】参照）、その間は期日が開かれないことが多いことなどが影響している可能性がある。

以上によれば、医事関係訴訟においても、民事第一審訴訟事件全体の場合と同様に、人証数の多い事件ほど平均審理期間が長くなること（【図45】参照）の要因としては、人証調べ期日回数の増加より、それ以外の口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数の増加の方が大きく影響していると考えられる。

【図50】 人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔（医事関係訴訟）



【図51】 人証調べを実施した事件における審理期間別の平均期日回数及び平均期日間隔（医事関係訴訟）



（集中証拠調べの状況）

以上検討したことから、医事関係訴訟においても、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくなく、むしろ集中証拠調べが相当程度浸透しているものと思われるので、以下、これに関連するデータを見る。

【表52】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであり、人証調べを実施した医事関係訴訟の58.6%（417件）が1回の期日で、85.4%（608件）が2期日以内で人証調べを終えている。

【表52】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合（医事関係訴訟）

人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	417	58.6%
2回	191	26.8%
3回	62	8.7%
4回	24	3.4%
5回	14	2.0%
6回	0	0%
7回	3	0.4%
8回	1	0.1%
9回以上	0	0%
合計	712	100.0%

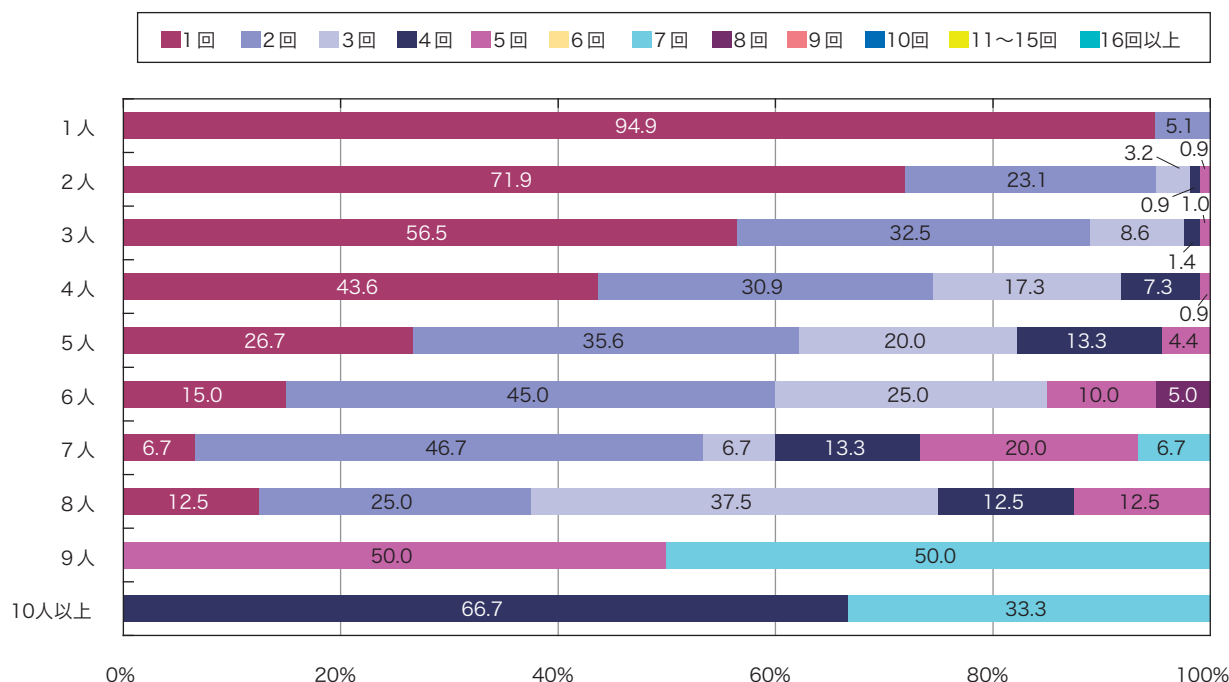
【図50】によれば、平均人証調べ期日回数は、人証数1人から4人までの事件で1回以上2回未満、5人、6人及び8人の事件で2回以上3回未満、7人の事件で3.2回、9人の事件で6.0回、10人以上の事件で5.0回となっており、1期日で複数の人証を取り調べていることがうかがわれる。また、【図45】によれば、人証数別の平均人証調べ期間は、人証数3人までの事件では2月以内、6人までの事件では5月以内となっている。

他方、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した

【図53】を見ると、人証調べを1回の期日で終えた事件の割合は、人証数が1人の事件では94.9%、2人の事件では71.9%、3人の事件では56.5%となっている。また、人証調べを2回以内の期日で終えた事件の割合は、人証数3人の事件では89.0%、4人の事件では74.5%、5人の事件では62.3%、6人の事件では60.0%となっている。

以上によれば、医事関係訴訟においても集中証拠調べが相当程度定着しているといえるが、民事第一審訴訟事件全体（【図27】）と比べると、人証調べが1回の期日で終了した事件の割合が相対的に低くなっている。専門性が高く内容が複雑な医事関係訴訟においては、1人当たりの人証に要する尋問時間が相対的に長く、1回の期日で人証調べが終了できない事件の割合がやや高くなるのではないかと考えられる。

【図53】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況（医事関係訴訟）

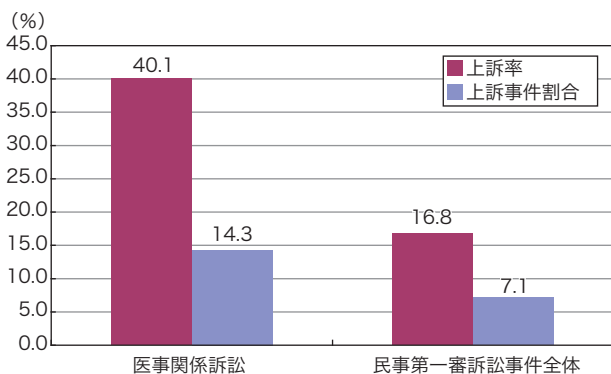


○ 上訴に関する状況

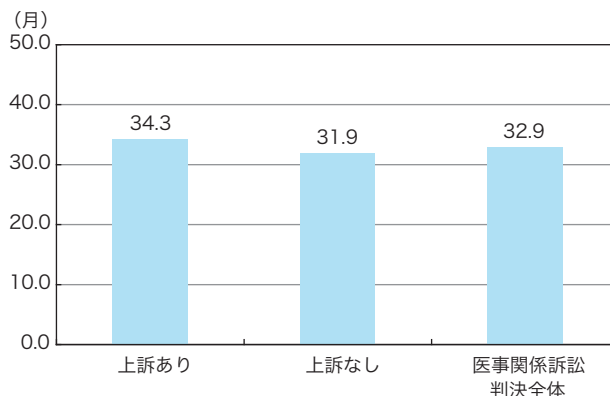
【図54】によれば、医事関係訴訟の上訴率は40.1%、上訴事件割合は14.3%である。民事第一審訴訟事件全体と比べ、上訴率が顕著に高い。他方、上訴事件割合も民事第一審訴訟事件全体と比べて高いが、上訴率ほど顕著ではない。

【図55】は、医事関係訴訟の上訴の有無別の平均審理期間を示したものである。上訴がされた事件の平均審理期間は34.3月、上訴がされなかった事件の平均審理期間は31.9月であり、両者はさほど変わらない。これは、医事関係訴訟においては、民事第一審訴訟事件全体的場合と異なり、いわゆる欠席判決によって終局する事件や、実質的な争いがないために人証調べが実施されずに判決がされる事件のように、比較的短い審理期間で判決がされ、上訴がされる率が低い事件は少なく、むしろ、上訴の有無にかかわらず複雑困難で、争訟性が高い事件が多いことなどの事情によるものと考えられる。

【図54】 上訴率及び上訴事件割合（医事関係訴訟及び民事第一審通常訴訟事件全体）



【図55】 上訴の有無別の平均審理期間（医事関係訴訟）



○ 鑑定に関する状況

平成18年1月1日から、医事関係訴訟と建築関係訴訟については、事件票において、鑑定の状況として、「鑑定採用日、鑑定人指定日、鑑定書提出等の日及び鑑定人の選定方法^{*15}」のデータが収集されることになった（「鑑定書提出等の日」は、鑑定書が提出された事件についてはその提出日であるが、鑑定書が提出されず鑑定人質問のみが実施された事案においては、鑑定人質問終了日である。）。

以下、医事関係訴訟における鑑定の状況について見ていくこととする。

【表56】によれば、医事関係訴訟において鑑定を実施した事件の鑑定採用日から鑑定書提出日までの平均期間（平均鑑定期間）は、6.4月である。【表57】によれば、平均鑑定期間のうち、①鑑定採用日から鑑定人指定日までの平均期間は1.6月、②鑑定人指定日から鑑定書提出日までの平均期間は4.9月となっている。

ただし、次のような事情から、上記の平均鑑定期間及びその内訳のうち①の平均期間は、鑑定のために要した期間の実態を必ずしも反映していないことに留意する必要がある。すなわち、上記「鑑定採用日」は、鑑定を正式に採用した日を指すが、実際の訴訟では、鑑定を採用する方針を実質的に決めた後、ある程度の期間をかけて鑑定人を探し、その目途が付いたところで、鑑定人の指定と同時に正式な鑑定採用決定を行うことが往々にしてある。このような場合、事件票の上では、鑑定採用日と鑑定人指定日が同日となり、鑑定人を探すために要した期間は反映されないこととなる。今回のデータ190件中145件がこれに該当しており、これらの事件でも、事件票における「鑑定採用日」より前に鑑定を採用することを事実上決めた上で、鑑定人を探す作業を行っていた可能性が高いが、統計上はその期間は全く反映されていない^{*16}。これら145件及び鑑定採用後鑑定人指定前に事件が終局した1件を除いた44件の鑑定採用日から鑑定人指定日までの平均期間は6.6月となる（【表58】）。

【表56】 平均鑑定期間（医事関係訴訟）

平均鑑定期間（月）	6.4
-----------	-----

【表57】 平均鑑定期間の内訳（医事関係訴訟）

鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間（月）	1.6
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間（月）	4.9

【表58】 鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間（医事関係訴訟）

鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間（月）	6.6
-----------------------	-----

※ 鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件等を除く。

*15 「鑑定人の選定方法」のデータも収集されることになったことにより、当事者の推薦、関係団体の推薦等の選定方法別の「鑑定採用から鑑定人指定までの期間」に関する統計データを把握できるようになった。しかし、後記のとおり、鑑定の採用決定と鑑定人の指定を同日に行う運用等が存在する結果、事件票のデータに基づいて算出した同期間は、鑑定人の選定のために要した期間を必ずしも反映していないため、本報告書においては、鑑定人の選定に要した期間を選定方法別に分析することは行っていない。

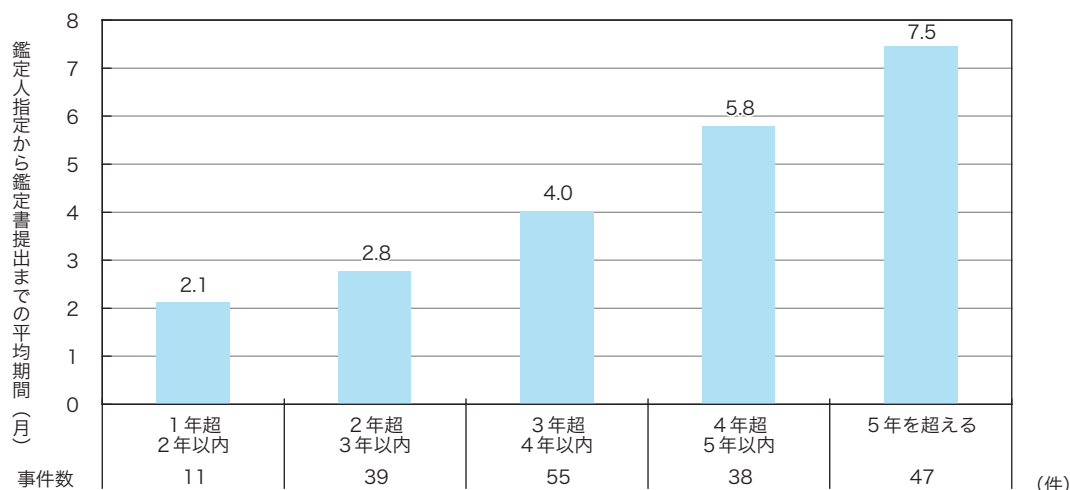
*16 鑑定指定日と鑑定人採用日が同日となっていた145件については、統計上、「①鑑定採用日から鑑定人指定日までの期間」は0.03月という数値になる。

なお、平成17年以前は、事件票ではなく事件報告として「鑑定人確保のために要した期間」のデータを取っていたが、正式な鑑定採用前に事実上鑑定人を選ぶ作業を行っていた場合には、その期間も加算して記入するようになっていた。もっとも、そのような事実上の作業期間は、明確な基準の設定が困難であることなどから、事件票においては扱いにくく、統計的に把握することは断念せざるを得なかったものである。

II 民事訴訟事件に関する分析

【図59】は、医事関係訴訟の鑑定実施事件について、審理期間別に鑑定人指定日から鑑定書提出日までの平均期間を示したものである^{*17}が、これによれば、審理期間が長い事件ほど、鑑定人指定日から鑑定書提出日までの期間も長くなっており、鑑定書の作成に時間を要することも、審理期間の長期化に影響を与えていることがうかがわれる。

【図59】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間（医事関係訴訟）



○ 証拠保全に関する状況

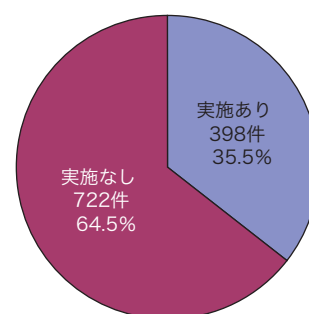
平成18年1月1日から、医事関係訴訟については、事件票において、「証拠保全^{*18}の有無」のデータを取ることになったので、以下、証拠保全と審理期間の状況について見ることにする。

【図60】は、証拠保全の実施率を示したものであるが、医事関係訴訟において、証拠保全が実施された事件の割合は35.5%、証拠保全が実施されていない事件が64.5%となっている。

ただし、証拠保全を実施していない事件でも、診療録等の開示を求める患者に対して、医療機関が任意に開示に応じている場合がある。

【図61】は、証拠保全の有無別の平均審理期間を示したものである。これによれば、証拠保全が実施された事件（30.5月）の方が、証拠保全が実施されていない事件（22.8月）より平均審理期間が長くなっている。証拠保全については、これにより患者側が診療録等を訴え提起前に入手すると、それを基に訴状や書証の提出の準備を早期に行うことができる点で審理期間の長期化を防ぐ要因になるとの考え方もあり得るが、診療録等については、証拠保全によらず、医療機関側から任意に開示される場合も少なくなく、必ずしも証拠保全を実施した事件の方が実施しない事件よりも審理期間が短くなるとはいえない。他方、証拠保全を実施した事件では、当事

【図60】 証拠保全の実施率（医事関係訴訟）

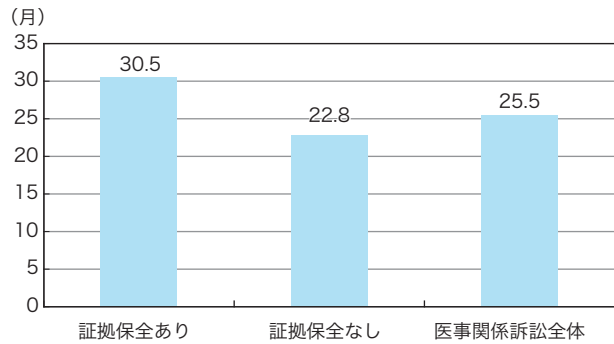


*17 平均鑑定期間及びその内訳のうち鑑定採用日から鑑定人指定日までの期間については、前記のとおり鑑定のために要した期間の実態が反映されておらず、他方、鑑定採用日と鑑定人指定日が同日となっている事件を除くと、データ数が少なくなり、詳細な分析が困難である。

*18 証拠保全は、本来の証拠調べの時期まで待っては取調べが不能又は困難となる証拠について、あらかじめ証拠調べをしてその結果を保全しておく手続である。医事関係訴訟においては、原告となる患者側が、訴え提起前に、診療録等の改ざんのおそれがあることなどを理由に証拠保全の申立てをし、裁判官が現地の病院等に赴いて、診療録等の検証を行うことが、一般に行われている。この手続は、上記のような意味での証拠の保全を目的とするものであるが、結果的には、患者側が病院等にある診療録等の開示を受ける証拠開示の機能をも果たしている。

者間の不信感が強く、患者側が医療機関から診療録等の任意の開示を受けるという経過にならなかったという争訟性の高い事件が比較的多く含まれている可能性も考えられる。

【図61】 証拠保全の有無別の平均審理期間（医事関係訴訟）



○ 診療科目に関する状況

平成18年1月1日から、医事関係訴訟については、事件票において、「診療科目」のデータを取ることになったので、以下、診療科目別の審理期間の状況について見ることにする。

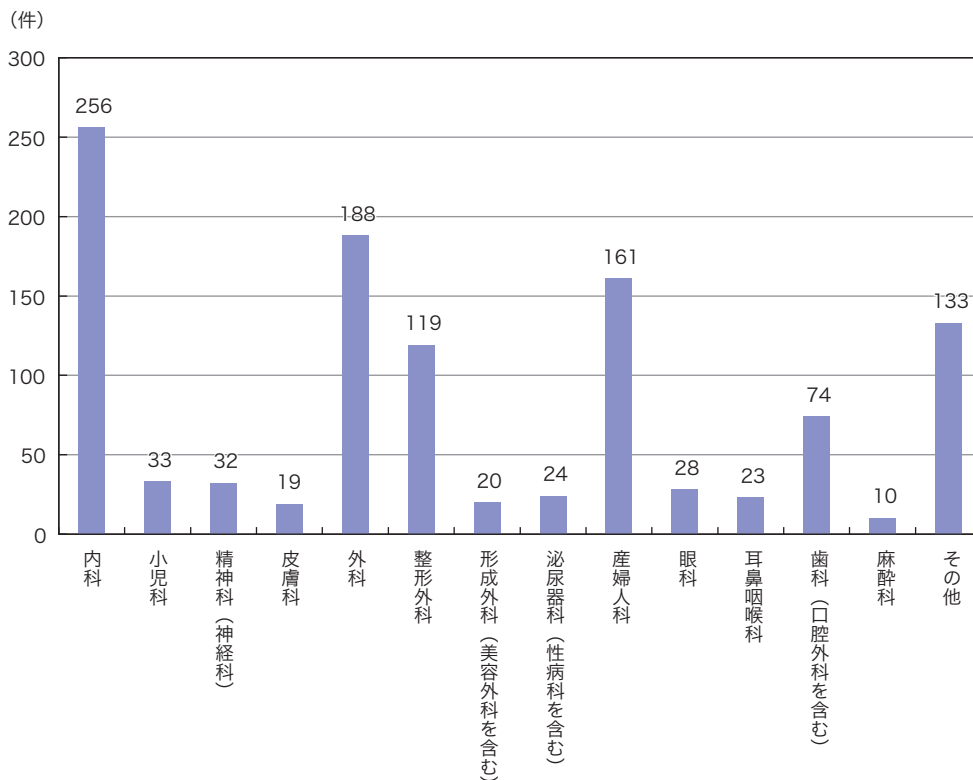
【図62】は、診療科目別の事件数を示したものであるが、これによれば、事件数は、内科（256件）、外科（188件）、産婦人科（161件）の順となっている^{*19}。

【図63】は、診療科目別の平均審理期間を示したものであるが、麻酔科に関する事件の平均審理期間が最も長く（ただし、事件数は10件と少ない）、次いで、産婦人科、小児科の順になっている。

【図64】は、診療科目別の平均人証数を示したものであるが、これによれば、小児科、麻酔科、産婦人科及び精神科（神経科）の平均人証数が比較的多くなっている。

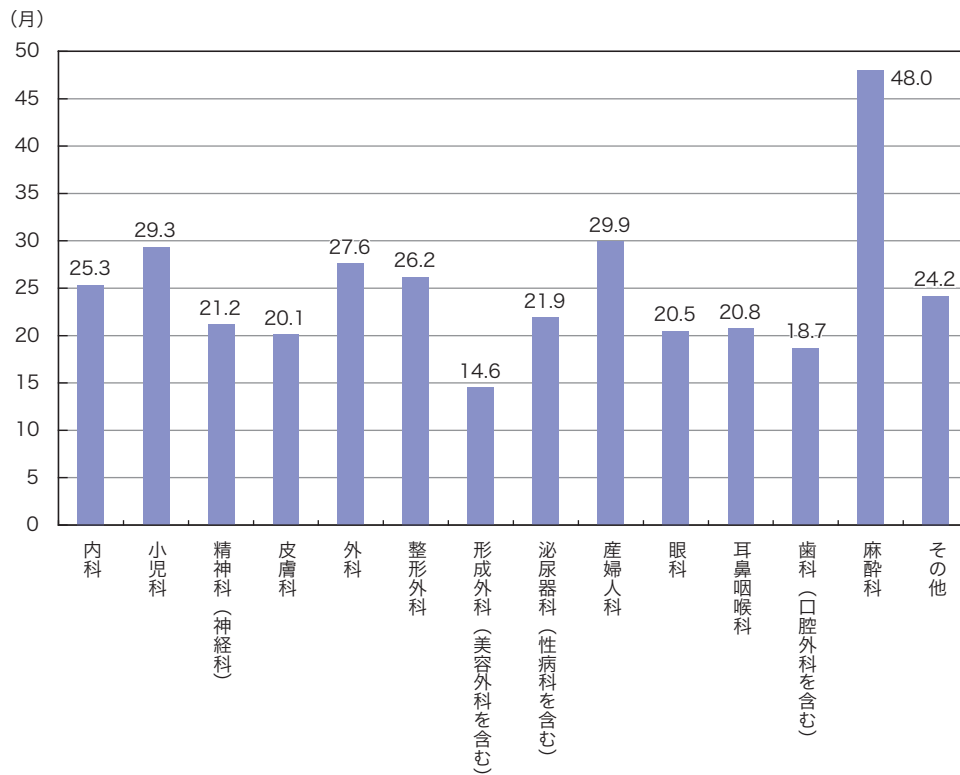
【図65】は、診療科目別の鑑定実施率を示したものであるが、麻酔科の鑑定実施率が最も高く、次いで、泌尿器科（性病科を含む）、産婦人科の順に高いという結果が出ている。

【図62】 診療科目別の事件数（医事関係訴訟）

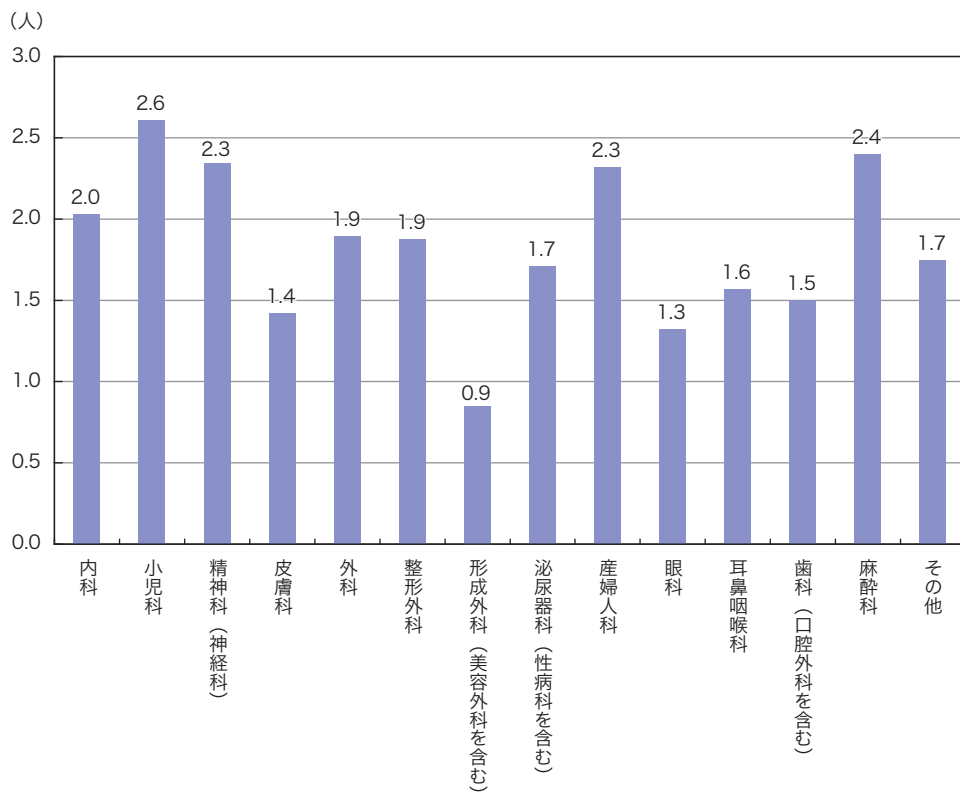


*19 診療科目別の事件数は、各診療科目の医師及び患者の数、診療の態様、診療の頻度等に左右されるから、これが紛争の起こりやすさを示すものではないことに注意する必要がある。

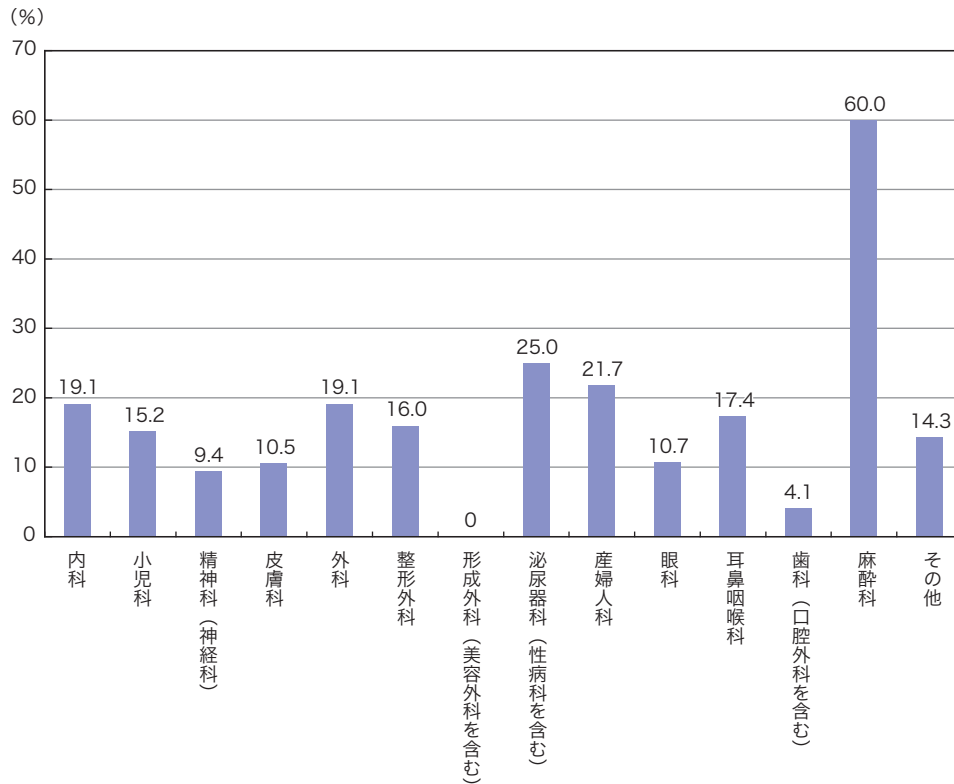
【図63】 診療科目別の平均審理期間（医事関係訴訟）



【図64】 診療科目別の平均人証数（医事関係訴訟）



【図65】 診療科目別の鑑定実施率（医事関係訴訟）



○ 付調停に関する状況

平成18年1月1日から、医事関係訴訟と建築関係訴訟については、事件票において、付調停（訴えが提起された後、裁判所が事件を調停に付すことをいう。）の状況として、「付調停決定日、調停期日回数、調停終了日及び調停の終了区分」のデータが収集されることになったので、以下、付調停と審理期間の状況について検討する。

医事関係訴訟については、調停に付される事件は比較的少数であり、本件調査期間に終局した医事関係訴訟のうち、調停に付された事件は、医事関係訴訟全体の2.1%に当たる23件にすぎない（【表66】）から、統計データにおいても、個別の事件の特性が強い影響を及ぼしている可能性があることに留意する必要がある。

【表67】によれば、平均調停期間（付調停決定日から調停終了日までの期間）は7.8月であり、平均調停期日回数は4.0回である。【図68】は、調停期日回数別の事件割合を示したものであるが、これによれば、調停期日回数が1回又は2回の事件が多い。

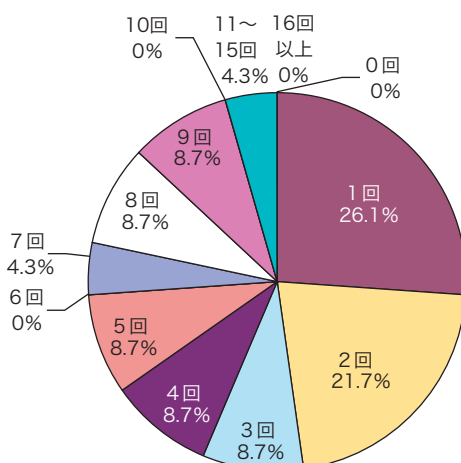
【表66】 付調停事件数及び付調停率
（医事関係訴訟）

事件の種類	医事関係訴訟
既済事件数	1,120
付調停事件数	23
付調停率	2.1%

【表67】 平均調停期間及び平均調停期日回数
（医事関係訴訟）

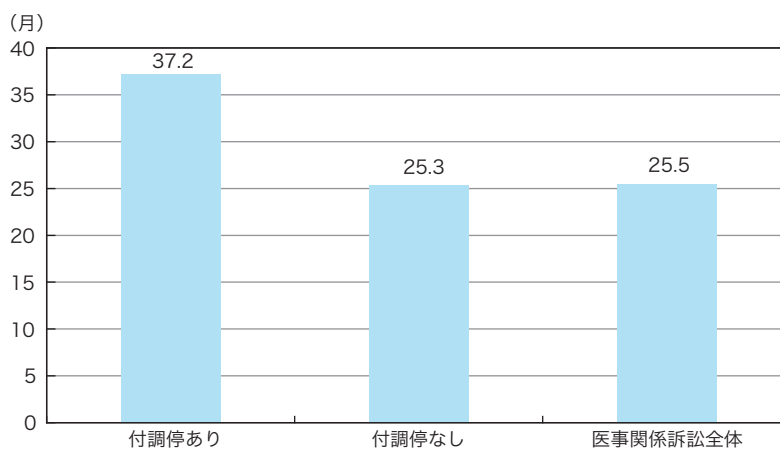
事件の種類	医事関係訴訟	
付調停	平均調停期間（月）	7.8
	平均調停期日回数	4.0

【図68】 調停期日回数別の事件割合（医事関係訴訟）

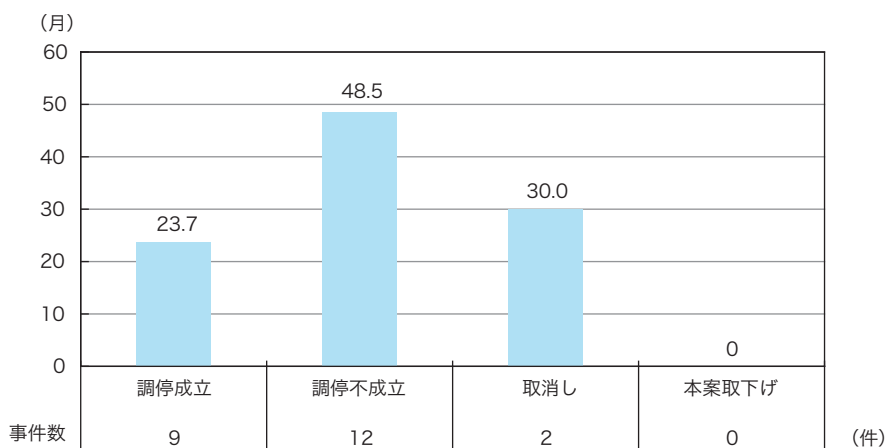


【図69】は、付調停の有無別の平均審理期間を示したものである。付調停のあった事件の平均審理期間は37.2月、付調停のなかった事件の平均審理期間は25.3月であり、前者は後者より1年近く長くなっている。【図70】によれば、付調停がされた事件のうち、調停が成立した事件の平均審理期間は23.7月であるのに対し、調停が不成立で終了した事件の平均審理期間は48.5月となっており、その影響で平均審理期間が長くなっているものと思われる。

【図69】 付調停の有無別の平均審理期間（医事関係訴訟）

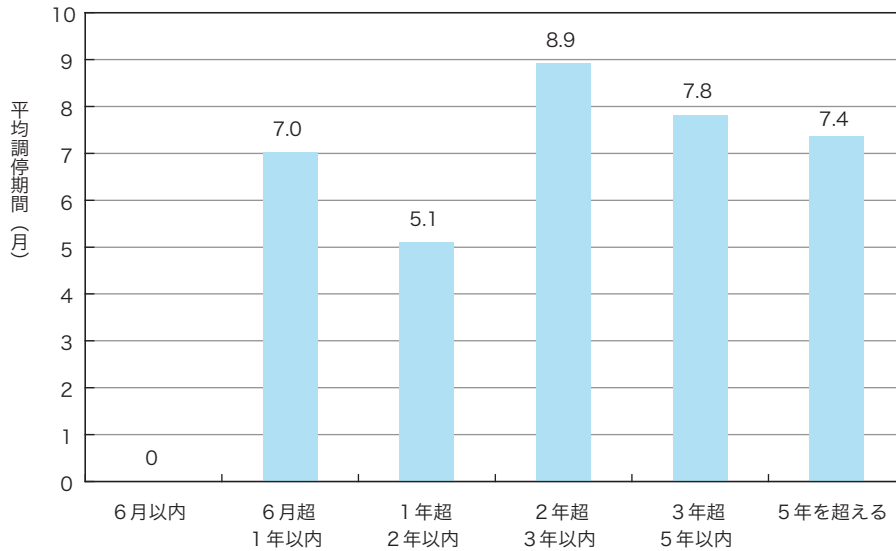


【図70】 調停の終了区別の平均審理期間（医事関係訴訟）

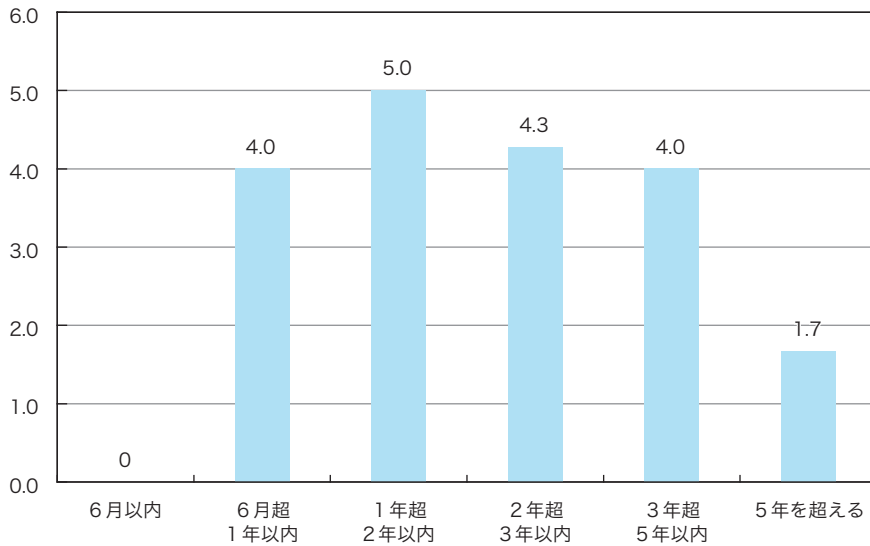


【図71】は、付調停のあった医事関係訴訟について、審理期間別の平均調停期間を示したものであり、【図72】は、審理期間別の平均調停期日回数を示したものであるが、建築関係訴訟についての【図100】及び【図101】とは異なり、全体の審理期間と平均調停期間及び平均調停期日回数との間には、有意の関係は認められない。

【図71】 審理期間別の平均調停期間（医事関係訴訟）



【図72】 審理期間別の平均調停期日回数（医事関係訴訟）



1.3.2 建築関係訴訟

建築関係訴訟のうち、瑕疵が主張される事件（22.4月）は、民事第一審訴訟事件全体（7.8月）と比較すると、その平均審理期間は約2.9倍であり、人証調べ実施率が顕著に高く、人証調べ実施事件における平均人証数も多い。

人証調べに関する統計データからは、瑕疵主張のある建築関係訴訟においても、民事第一審訴訟事件全体の場合と同様に、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくなく、集中証拠調べが相当程度浸透していることが裏付けられていると考えられる。

瑕疵主張のある建築関係訴訟の上訴率は32.6%であり、民事第一審訴訟事件全体よりも顕著に高い。もっとも、瑕疵主張のある建築関係訴訟においては、上訴の有無による平均審理期間の差は、民事第一審訴訟事件全体の場合よりも小さい。

建築関係訴訟においては、審理期間が長い事件ほど、鑑定人指定日から鑑定書提出日までの期間も長くなっている。

瑕疵主張のある建築関係訴訟で調停に付された事件の割合は31.3%、平均調停期間は14.4月、平均調停期日回数は10.4回である。瑕疵主張の有無にかかわらず、平均審理期間は、付調停のあった事件の方が、付調停のなかった事件よりも長くなっている。この要因としては、調停が不成立となった事件（ただし、その事件数は調停が成立した事件の半数に満たない。）の平均審理期間が他と比較して長いことの影響が大きいと考えられる。

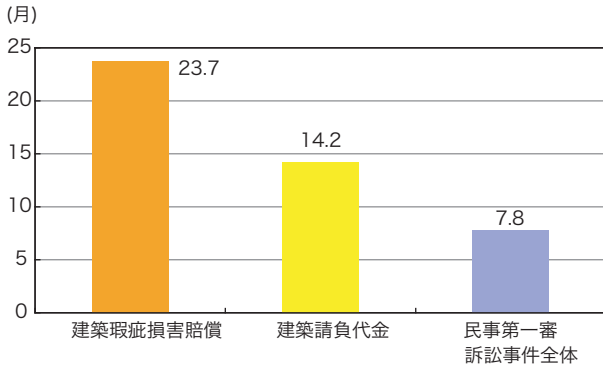
○ 概況

第1回報告書では、建築関係訴訟のうち建物の不具合（瑕疵）の主張のある事件の審理が長期化することが明らかになった。もっとも、当時は、事件報告により瑕疵主張の有無等のデータを収集していたものの、瑕疵主張のある建築関係訴訟一般について審理期間と期日回数及び期日間隔との関係等に関する統計データを把握することはできなかった（第1回報告書84頁参照）。これに対し、本件調査期間においては、事件票の改訂によりこれらを把握できることとなったので、本報告書ではその分析を行う。

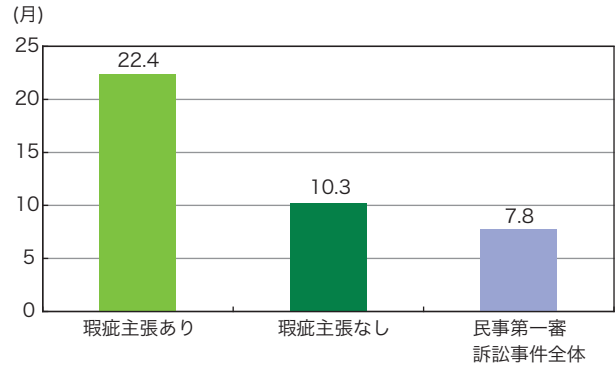
ところで、建築関係訴訟は、統計上、建築瑕疵損害賠償事件と建築請負代金事件の2類型に分類されるので、建築関係訴訟の基本的な統計データを概観するに当たっては、この2類型のデータを示した上、「瑕疵主張のある建築関係訴訟」（建築瑕疵損害賠償事件及び瑕疵主張のある建築請負代金事件）及び「瑕疵主張のない建築関係訴訟」という分類でもデータを示すこととする。なお、本件調査期間に既済となった建築関係訴訟2875件のうち、瑕疵主張のあるものは1409件（49.0%）、瑕疵主張のないものは1466件（51.0%）であった。

建築関係訴訟の平均審理期間は、建築瑕疵損害賠償事件が23.7月、建築請負代金事件が14.2月であり、それぞれ、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（7.8月）の約3.0倍、約1.8倍となっている（【図73の1】）。第1回調査期間の既済事件では、建築瑕疵損害賠償事件が25.6月、建築請負代金事件が13.7月。第1回報告書84頁【図99】参照）。他方、瑕疵主張のある建築関係訴訟では22.4月、瑕疵主張のない建築関係訴訟では10.3月である（【図73の2】）。第1回調査期間の既済事件では、瑕疵主張のある建築関係訴訟が24.2月、瑕疵主張のない建築関係訴訟が10.2月。第1回報告書85頁【図102】参照）。

【図73の1】 平均審理期間（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図73の2】 平均審理期間（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



建築瑕疵損害賠償事件では、審理期間が1年を超え2年以内の事件がその35.8%を占めているが、2年を超える事件も36.8%に上る一方、建築請負代金事件では、6月以内の事件がその36.0%を占めており、2年を超える事件は15.1%にとどまる（【表74の1】）。第1回調査期間における建築瑕疵損害賠償事件では、1年を超え2年以内の事件が35.4%、2年を超える事件が38.2%、同期間における建築請負代金事件では、6月以内の事件が42.2%、2年を超える事件が15.6%。第1回報告書84頁【図100】参照）。また、瑕疵主張のある建築関係訴訟では、1年を超え2年以内の事件がその38.8%を占め、2年を超える事件は31.4%であるが、瑕疵主張のない建築関係訴訟では、6月以内の事件がその49.0%を占め、2年を超える事件は8.7%にとどまる（【表74の2】）。

【表74の1】 審理期間別の事件数及び事件割合
(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)

事件の種類		建築瑕疵損害賠償	建築請負代金	民事第一審訴訟事件全体
事件数		620	2,255	143,321
審理期間	平均審理期間(月)	23.7	14.2	7.8
審理期間別事件数	6月以内	64 10.3%	811 36.0%	91,639 63.9%
	6月超1年以内	106 17.1%	454 20.1%	23,547 16.4%
	1年超2年以内	222 35.8%	649 28.8%	20,204 14.1%
	2年超3年以内	123 19.8%	204 9.0%	5,380 3.8%
	3年超5年以内	82 13.2%	103 4.6%	2,163 1.5%
	5年を超える	23 3.7%	34 1.5%	388 0.3%

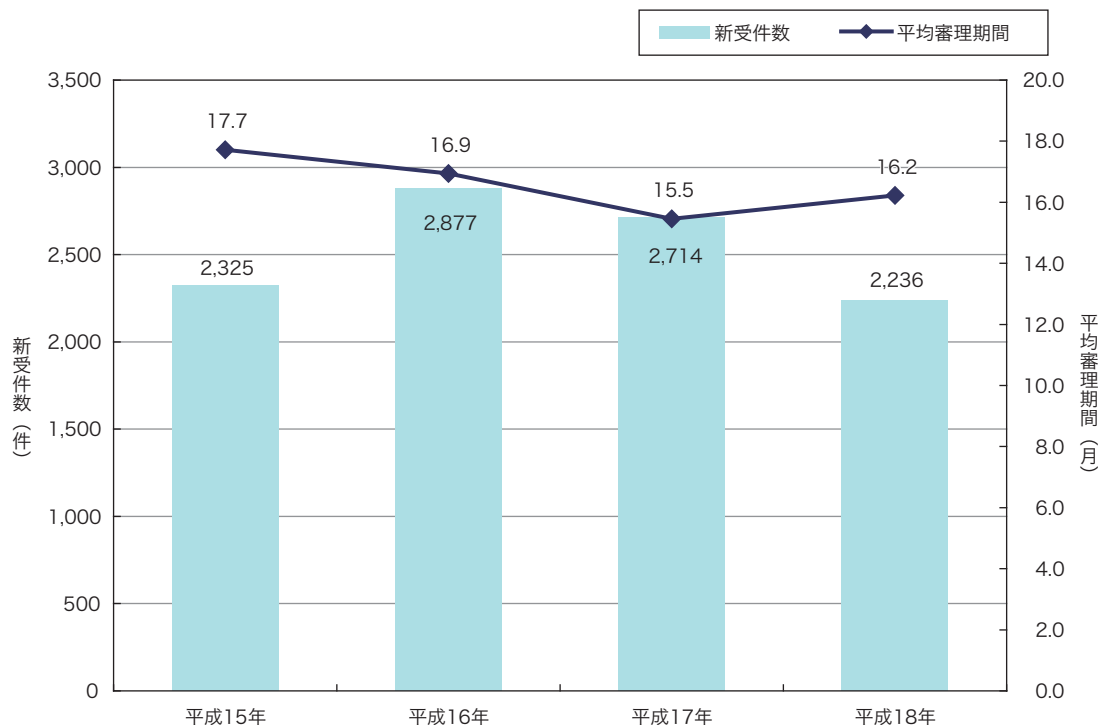
【表74の2】 審理期間別の事件数及び事件割合
(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)

事件の種類		瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟事件全体
事件数		1,409	1,466	143,321
審理期間	平均審理期間(月)	22.4	10.3	7.8
審理期間別事件数	6月以内	156 11.1%	719 49.0%	91,639 63.9%
	6月超1年以内	265 18.8%	295 20.1%	23,547 16.4%
	1年超2年以内	546 38.8%	325 22.2%	20,204 14.1%
	2年超3年以内	241 17.1%	86 5.9%	5,380 3.8%
	3年超5年以内	147 10.4%	38 2.6%	2,163 1.5%
	5年を超える	54 3.8%	3 0.2%	388 0.3%

II 民事訴訟事件に関する分析

【図75】は、建築関係訴訟の新受件数及び平均審理期間の経年推移を示したものである。これを見ると、建築関係訴訟の平均審理期間は、平成16年及び平成17年は短縮したが、平成18年は若干増加している。

【図75】 新受件数及び平均審理期間の推移（建築関係訴訟）



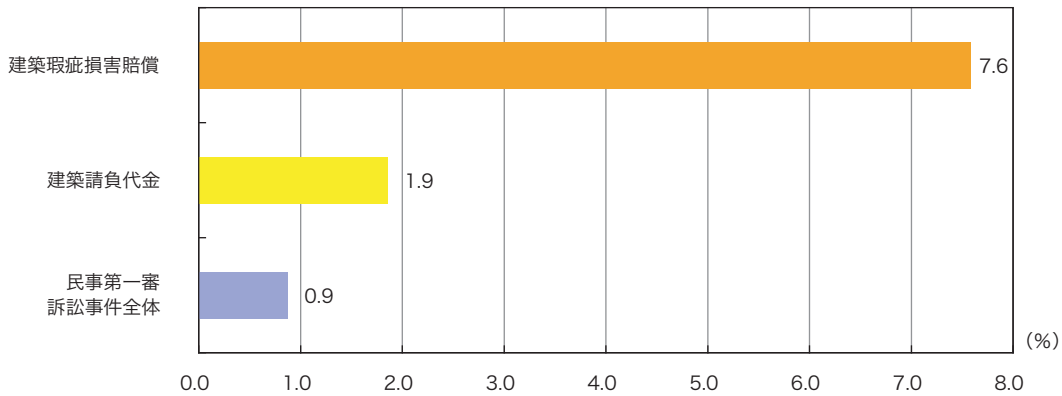
人証調べについて見ると、【表76】によれば、本件調査期間における人証調べ実施率は、建築瑕疵損害賠償事件では36.9%、建築請負代金事件では32.1%であり、また、瑕疵主張のある建築関係訴訟では37.7%、瑕疵主張のない建築関係訴訟では28.8%となっており、いずれも民事第一審訴訟事件全体（18.9%）と比べ、相当高くなっている。平均人証数は、建築瑕疵損害賠償事件では1.3人、建築請負代金事件では1.0人であり、また、瑕疵主張のある建築関係訴訟では1.3人、瑕疵主張のない建築関係訴訟では0.8人となっている（第1回調査期間の既済事件では、建築瑕疵損害賠償事件が1.5人。第1回報告書88頁【図108】参照）。ただし、人証調べを実施した事件における平均人証数は、建築瑕疵損害賠償事件で3.6人、建築請負代金事件で3.0人であり、また、瑕疵主張のある建築関係訴訟では3.4人、瑕疵主張のない建築関係訴訟では2.9人となっている。建築瑕疵損害賠償事件あるいは瑕疵主張のある建築関係訴訟では、民事第一審訴訟事件全体（2.8人）より相当程度多くなっており、これらの事件の平均人証数が多いのは、人証調べ実施率が高いことに加え、取り調べられる人証数が多いためであるといえる。

【表76】 人証調べ実施率及び平均人証数（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）

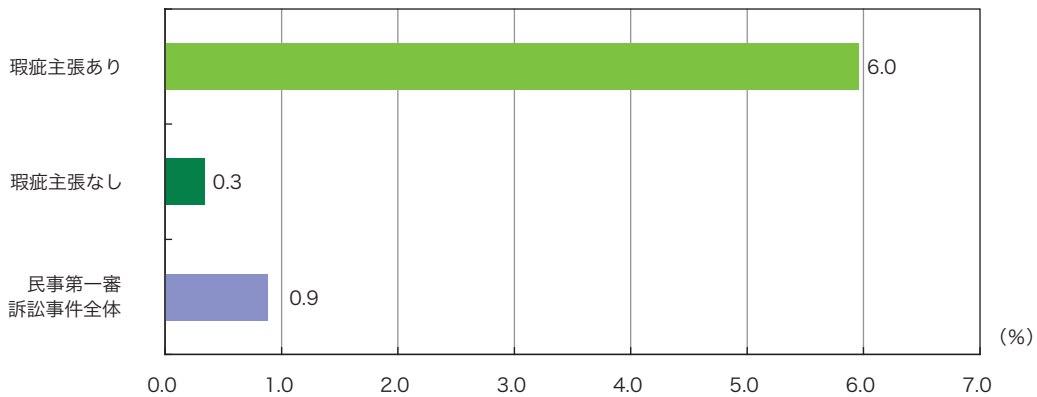
事件の種類		建築瑕疵損害賠償	建築請負代金	建築関係訴訟 (瑕疵主張あり)	建築関係訴訟 (瑕疵主張なし)	民事第一審 訴訟事件全体
人証調べ	人証調べ実施率	36.9%	32.1%	37.7%	28.8%	18.9%
	平均人証数	1.3	1.0	1.3	0.8	0.5
	平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.6	3.0	3.4	2.9	2.8

鑑定実施率は、建築瑕疵損害賠償事件では7.6%、建築請負代金事件では1.9%であり、それぞれ、民事第一審訴訟事件全体の鑑定実施率（0.9%）の約8.4倍、約2.1倍となっている（【図77の1】）。他方、瑕疵主張のある建築関係訴訟では6.0%であり、瑕疵主張のない建築関係訴訟では0.3%である（【図77の2】）。そして、鑑定を実施した事件の平均審理期間は、建築瑕疵損害賠償事件で54.5月、建築請負代金事件で56.9月であり、それぞれ、民事第一審訴訟事件全体の同平均審理期間（33.4月）の約1.6倍、約1.7倍となっている（【図78の1】）。他方、鑑定を実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟では56.1月であり、瑕疵主張のない建築関係訴訟では48.0月である（【図78の2】）。

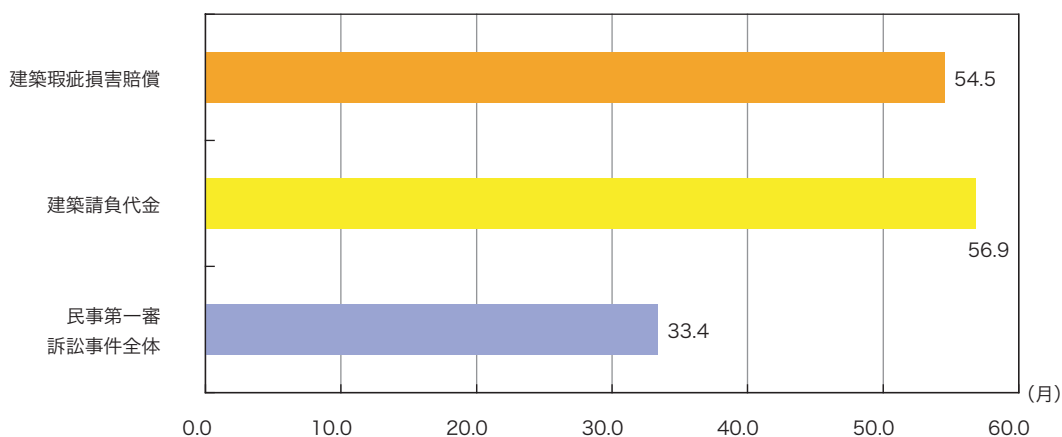
【図77の1】 鑑定実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



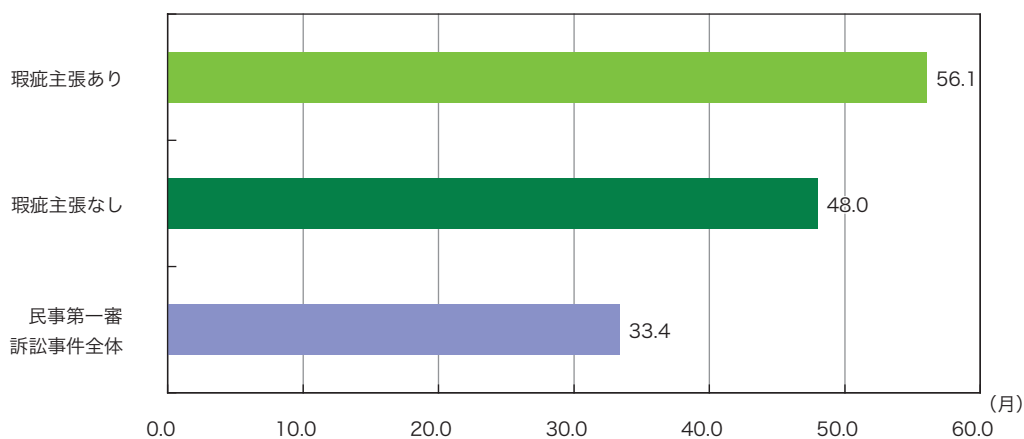
【図77の2】 鑑定実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図78の1】 鑑定を実施した事件における平均審理期間（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）

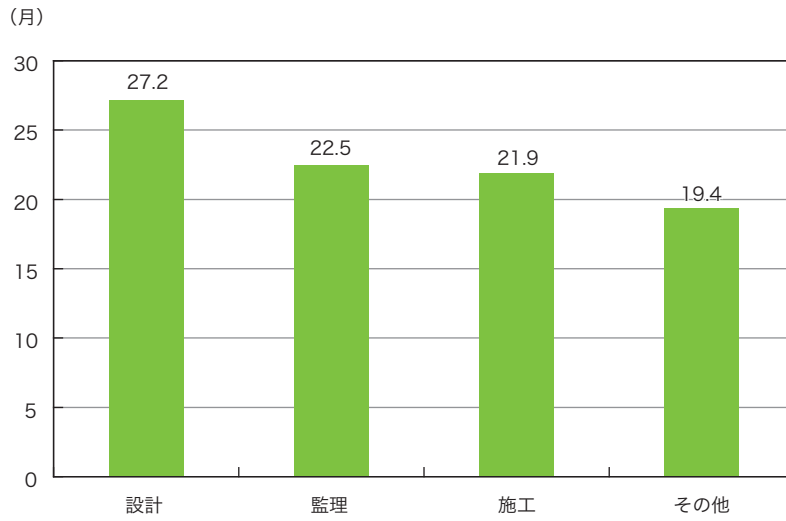


【図78の2】 鑑定を実施した事件における平均審理期間（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）

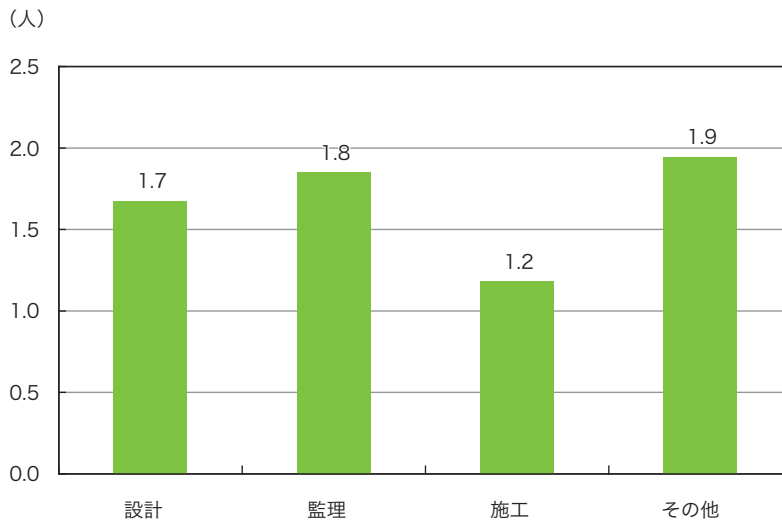


なお、【図79】は、主張された瑕疵の分野別の平均審理期間を示したものであるが、設計の瑕疵が主張された事件の平均審理期間が最も長く、次いで監理、施工の順になっている。主張された瑕疵の分野別の平均人証数（【図80】）及び鑑定実施率（【図81】）を見ると、平均人証数は、監理の瑕疵が主張された事件の方が設計の瑕疵が主張された事件を若干上回っているが、鑑定実施率は、設計の瑕疵が主張された事件が最も高く、この点が上記の平均審理期間の差に影響を及ぼしている可能性もある。

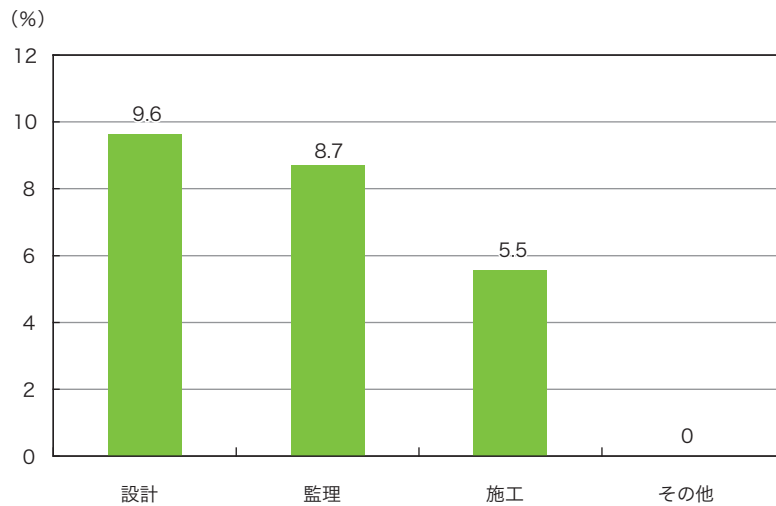
【図79】 瑕疵の分野別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【図80】 瑕疵の分野別の平均人証数（建築関係訴訟）



【図81】 瑕疵の分野別の鑑定実施率（建築関係訴訟）



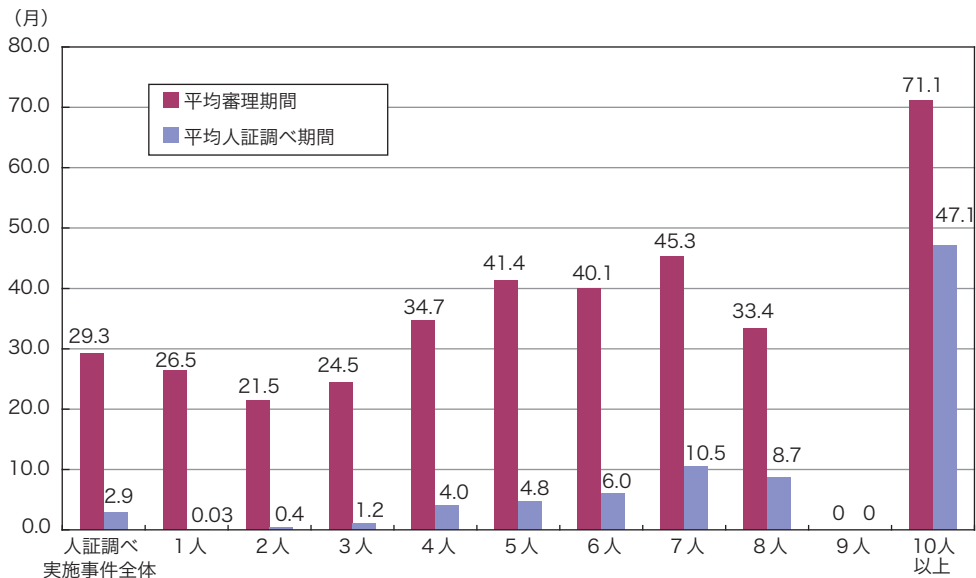
○ 人証調べに関する状況

以下は、紛争類型としての建築関係訴訟の特徴が最もよく現れると考えられる「瑕疵主張のある建築関係訴訟」について、事件票に追加された「人証調べ開始日、人証調べ終了日及び人証調べ期日回数」のデータ項目により新たに明らかになった部分に重点を置きつつ、人証調べと審理期間との関係を検討する（この項においては、特に断らない限り、人証調べを実施した事件を対象として検討する。）。

（人証調べ期間と審理期間等との関係）

人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示した【図82】によれば、人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は29.3月であり、瑕疵主張のある建築関係訴訟全体の平均審理期間（22.4月）より長くなっている（なお、人証調べを実施した民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間は18.8月である。）。また、人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均人証調べ期間は2.9月と民事第一審訴訟事件全体（0.9月）より長くなっているが、上記の平均審理期間に対する割合は9.9%にとどまっている（民事第一審訴訟事件全体の4.8%よりは高率である。）。また、事件数が少ない人証数6人以上の事件を除けば、民事第一審訴訟事件全体の場合（【図18】）と同様に、人証数の多い事件ほど、平均審理期間及び平均人証調べ期間のいずれもが長くなるという傾向がおおむね見られる（ただし、人証数1人の事件の平均審理期間は、人証数が2人又は3人の事件の平均審理期間を上回っている。）。さらに、人証数5人以下の事件では、人証数の増加による平均人証調べ期間の増加幅は、平均審理期間の増加幅よりも顕著に小さい（例えば、人証数が1人の事件と5人の事件とを比較すると、平均審理期間は14.9月増加しているが、平均人証調べ期間は4.8月しか増加していない。）。

【図82】 人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）

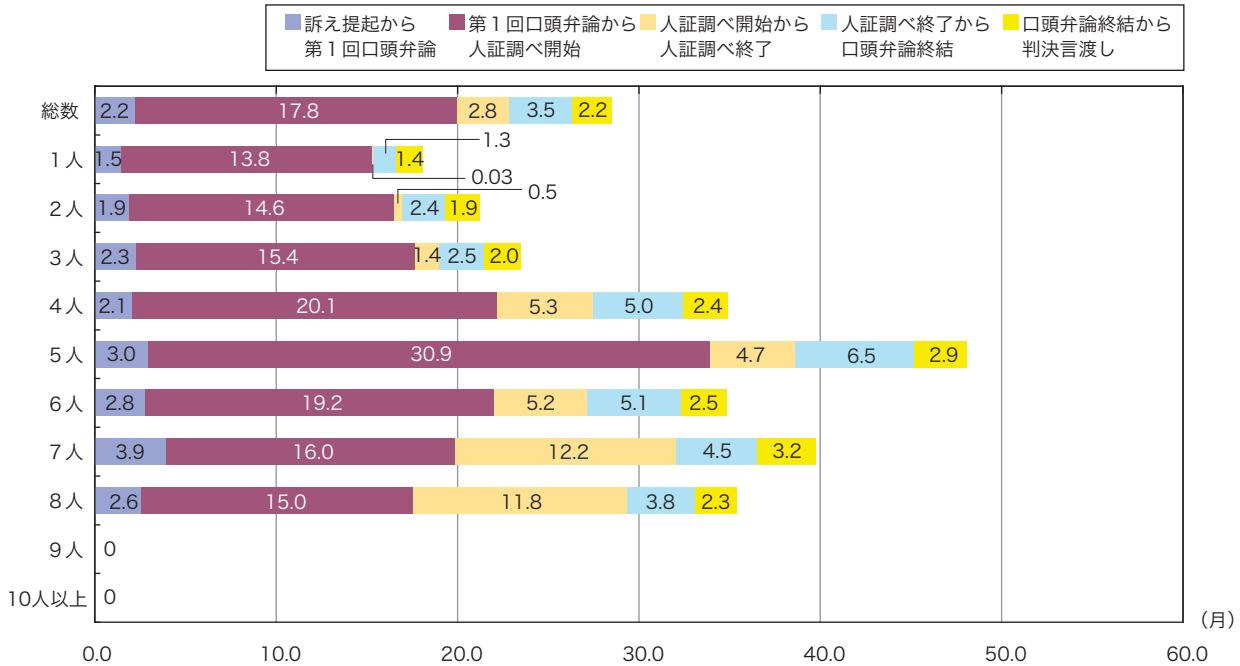


そこで、人証数の多い事件の審理期間が長くなる要因を更に検討するため、審理の各手続段階別の期間を見ることとする。人証調べを実施し判決で終局した瑕疵主張のある建築関係訴訟について、各手続段階ごとの平均期間及び審理期間全体に対する割合を、人証数別に示したものが【図83】であり、審理期間別に示したものが【図84】である。

これらによれば、建築関係訴訟においても、民事第一審訴訟事件全体の場合（【図20】及び【図21】）と同様に、総じて、争点整理期間の割合が大きく、人証調べ期間の割合が小さいという傾向がある。また、各手続段階のうち、訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間を除いた各期間は、いずれも審理期間の増加に従って

増加する傾向があるが、人証調べ期間の増加は比較的小幅なものであり、それ以外の期間の増加幅の方が顕著に大きくなっている。そうすると、人証数が多い事件の審理期間が長くなるのは、人証調べ期間の増加よりも、事案が複雑困難であることなどから争点整理期間が増加していることが大きく影響しているのではないかと考えられる。

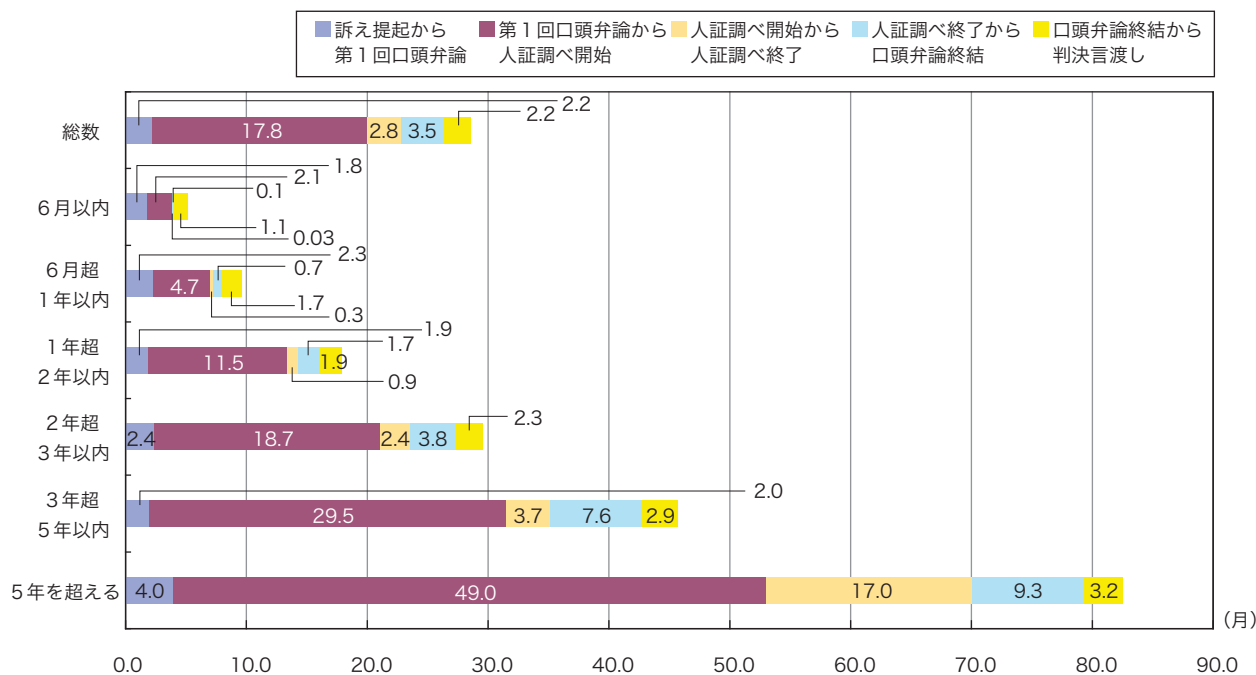
【図83】 人証調べを実施して判決で終局した事件における人証数別の各手続段階の平均期間の状況（瑕疵主張のある建築関係訴訟）



人証数	事件数	訴訟提起から第1回口頭弁論(月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始(月)	人証調べ開始から人証調べ終了(月)	人証調べ終了から口頭弁論終了(月)	口頭弁論終了から判決言渡し(月)	合計(月)
総数	337	2.2	17.8	2.8	3.5	2.2	28.5
		7.8%	62.3%	10.0%	12.4%	7.7%	100.0%
1人	22	1.5	13.8	0.03	1.3	1.4	18.1
		8.1%	76.7%	0.2%	7.0%	8.0%	100.0%
2人	92	1.9	14.6	0.5	2.4	1.9	21.2
		8.9%	68.8%	2.2%	11.2%	8.9%	100.0%
3人	85	2.3	15.4	1.4	2.5	2.0	23.5
		9.7%	65.3%	5.8%	10.6%	8.6%	100.0%
4人	72	2.1	20.1	5.3	5.0	2.4	34.9
		5.9%	57.6%	15.2%	14.3%	7.0%	100.0%
5人	31	3.0	30.9	4.7	6.5	2.9	48.1
		6.2%	64.4%	9.8%	13.6%	6.1%	100.0%
6人	22	2.8	19.2	5.2	5.1	2.5	34.8
		8.0%	55.2%	14.9%	14.7%	7.2%	100.0%
7人	8	3.9	16.0	12.2	4.5	3.2	39.8
		9.9%	40.1%	30.7%	11.2%	8.1%	100.0%
8人	5	2.6	15.0	11.8	3.8	2.3	35.4
		7.3%	42.3%	33.3%	10.7%	6.5%	100.0%
9人	0	0	0	0	0	0	0
		0%	0%	0%	0%	0%	0%
10人以上	0	0	0	0	0	0	0
		0%	0%	0%	0%	0%	0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間と必ずしも一致しない。

【図84】 人証調べを実施して判決で終局した事件における審理期間別の各手続段階の平均期間の状況
(瑕疵主張のある建築関係訴訟)

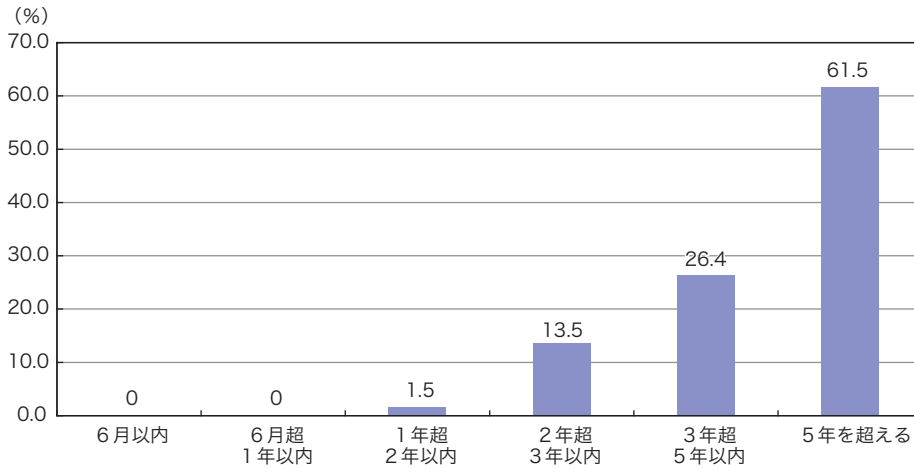


審理期間	事件数	訴訟提起から第1回口頭弁論 (月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始 (月)	人証調べ開始から人証調べ終了 (月)	人証調べ終了から口頭弁論終了 (月)	口頭弁論終了から判決言渡し (月)	合計 (月)
総数	337	2.2 7.8%	17.8 62.3%	2.8 10.0%	3.5 12.4%	2.2 7.7%	28.5 100.0%
6月以内	5	1.8 34.9%	2.1 41.0%	0.03 0.6%	0.1 2.3%	1.1 21.2%	5.1 100.0%
6月超 1年以内	44	2.3 23.7%	4.7 48.5%	0.3 3.2%	0.7 7.0%	1.7 17.5%	9.6 100.0%
1年超 2年以内	135	1.9 10.4%	11.5 64.4%	0.9 5.2%	1.7 9.6%	1.9 10.4%	17.8 100.0%
2年超 3年以内	74	2.4 8.1%	18.7 63.2%	2.4 8.3%	3.8 12.7%	2.3 7.8%	29.6 100.0%
3年超 5年以内	53	2.0 4.3%	29.5 64.6%	3.7 8.0%	7.6 16.7%	2.9 6.4%	45.7 100.0%
5年を超える	26	4.0 4.8%	49.0 59.4%	17.0 20.6%	9.3 11.3%	3.2 3.9%	82.6 100.0%

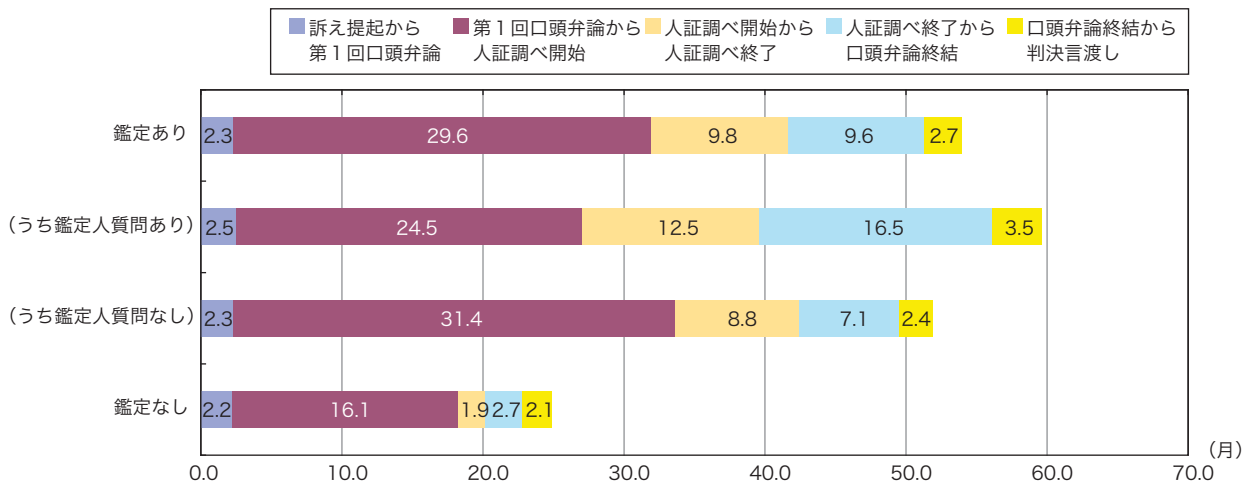
※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間と必ずしも一致しない。

なお、【図84】の審理期間が5年を超える事件では、人証調べ期間が審理期間全体に占める割合が比較的大きい（人証数が7人及び8人の事件でも、人証調べ期間が審理期間全体に占める割合が高くなっているが、これらは基礎となる事件数が少なく、個別の事件の特性による影響を受けている可能性がある。）。ここで【図85】を見ると、審理期間が5年を超える事件の鑑定実施率は顕著に高いことから、人証調べ期間に鑑定が実施された事件も相当数あるのではないかと推測される。そこで、【図86】で鑑定の有無別に各手続段階ごとの平均期間を見ると、鑑定を実施した事件では、鑑定を実施しなかった事件に比べ、人証調べ期間が長くなっている。また、鑑定人質問が実施された事件で特に人証調べ期間が長くなっているが、これは、証人尋問や当事者尋問の終了後に鑑定が実施され、鑑定人質問がされた場合には、統計上、鑑定期間も人証調べ期間に含まれることが一因となっていると考えられる。

【図85】 人証調べを実施して判決で終局した事件における審理期間別の鑑定実施率
(瑕疵主張のある建築関係訴訟)



【図86】 人証調べを実施して判決で終局した事件における鑑定の有無別の各手続段階の平均期間の状況
(瑕疵主張のある建築関係訴訟)



	事件数	訴え提起から第1回口頭弁論 (月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始 (月)	人証調べ開始から人証調べ終了 (月)	人証調べ終了から口頭弁論終了 (月)	口頭弁論終了から判決言渡し (月)	合計 (月)
鑑定あり	42	2.3 4.3%	29.6 54.8%	9.8 18.1%	9.6 17.7%	2.7 5.0%	53.9 100.0%
うち鑑定人質問あり	11	2.5 4.3%	24.5 41.1%	12.5 21.0%	16.5 27.7%	3.5 5.9%	59.7 100.0%
うち鑑定人質問なし	31	2.3 4.4%	31.4 60.4%	8.8 17.0%	7.1 13.7%	2.4 4.6%	51.9 100.0%
鑑定なし	295	2.2 8.8%	16.1 64.6%	1.9 7.4%	2.7 10.7%	2.1 8.5%	24.9 100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間と必ずしも一致しない。

(人証調べ期日回数と審理期間等との関係)

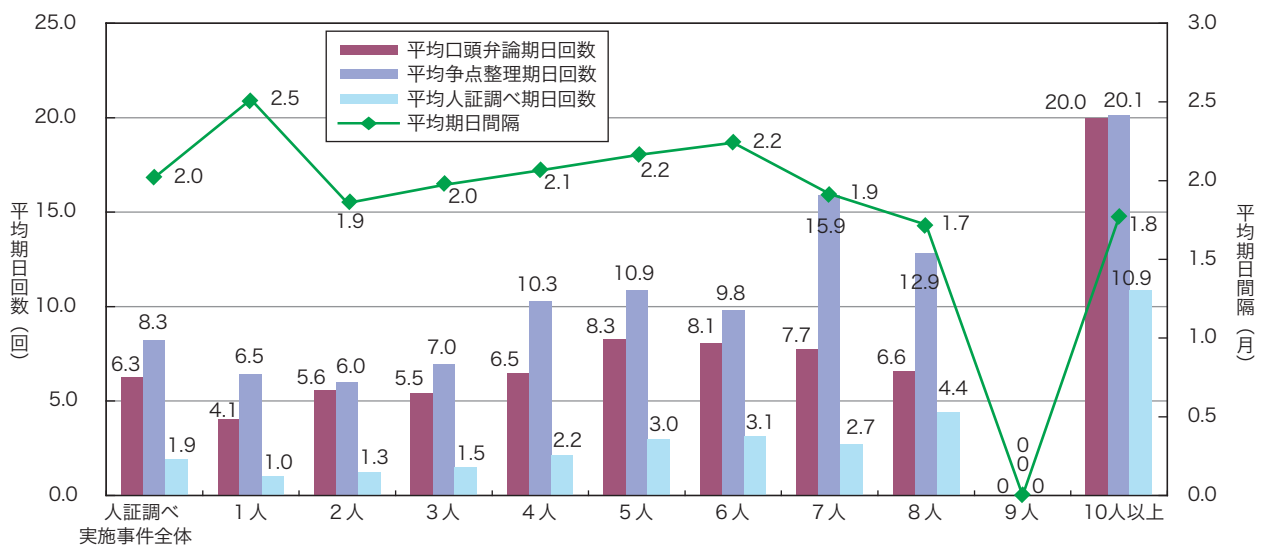
人証数別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図87】によれば、人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均全期日回数は14.6回であり、そのうち平均口頭弁論期日回数は6.3回、平均争点整理期日回数は8.3回である。民事第一審訴訟事件全体（【表17】）に比べると、平均争点整理期日回数が多くなっており、建築関係訴訟の複雑困難性等から争点整理のために多数の期日を要していることがうかがわれる。他方、期日回数のうち、平均人証調べ期日回数は1.9回であり、その平均全期日回数に対する割合は13.0%、平均口頭弁論期日回数に対する割合は30.2%となっている。

また、【図87】によれば、人証数が増加するに従い、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均人証調べ期日回数のいずれもが増加するという傾向がおおむね見られるが（人証数が6人以上の事件ではその傾向が明確でないが、事件数が少なく、個別の事件の特性が反映している可能性があるため、以後の検討の対象から除く。）、その増加幅については、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の増加幅が、平均人証調べ期日回数の増加幅を大きく上回っている（例えば、人証数が1人の事件と5人の事件とを比較すると、平均口頭弁論期日回数は4.2回、平均争点整理期日回数は4.4回増加しているが、平均人証調べ期日回数は2.0回しか増加していない。）。他方、平均期日間隔は、人証数が1人の事件でやや長くなっているものの、おおむね2.0月前後であり、大きな変化は見られない。

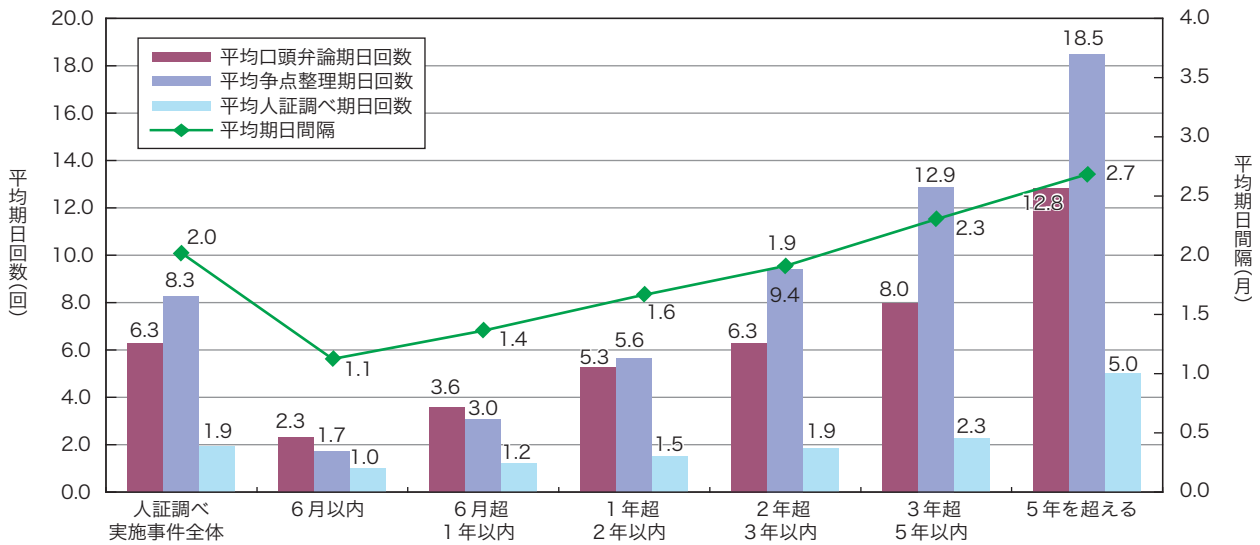
さらに、審理期間別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図88】によれば、民事第一審訴訟事件全体の場合（【図25】）と同様、審理期間が増加するに従い、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均人証調べ回数のいずれもが増加するが、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の増加幅の合計は、平均人証調べ期日回数の増加幅を大きく上回っている。他方、審理期間が長い事件ほど、平均期日間隔が長くなっているが、これは、審理期間の長い事件ほど、鑑定実施率が高く（【図85】参照）、また、付調停があったときの平均調停期間も長くなっていること（後掲【図100】参照）などが影響している可能性がある。

以上によれば、建築関係訴訟においても、人証数の多い事件ほど審理期間が長くなること（【図82】参照）の要因としては、人証調べ期日回数の増加より、それ以外の口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数の増加の方が大きく影響していると考えられる。

【図87】 人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔（瑕疵主張のある建築関係訴訟）



【図88】 人証調べを実施した事件における審理期間別の平均期日回数及び平均期日間隔（瑕疵主張のある建築関係訴訟）



（集中証拠調べの状況）

以上検討したことから、瑕疵主張のある建築関係訴訟においても、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくなく、むしろ集中証拠調べが相当程度浸透しているものと思われるので、以下、これに関連するデータを見る。

【表89】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであり、人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟の53.5%（284件）が1回の期日で、80.6%（428件）が2期日以内で人証調べを終えている。

人証数別の平均人証調べ期日回数を示した【図87】によれば、平均人証調べ期日回数は、人証数1人から3人までの事件で1回以上2回未満、4人及び7人の事件で2回以上3回未満、5人及び6人の事件で3回以上4回未満、8人の事件で4.4回となっており、1期日で複数の人証を取り調べていることがうかがわれる。また、【図82】で人証数別の平均人証調べ期間を見ると、人証数3人までの事件では2月以内、5人までの事件では5月以内となっている。

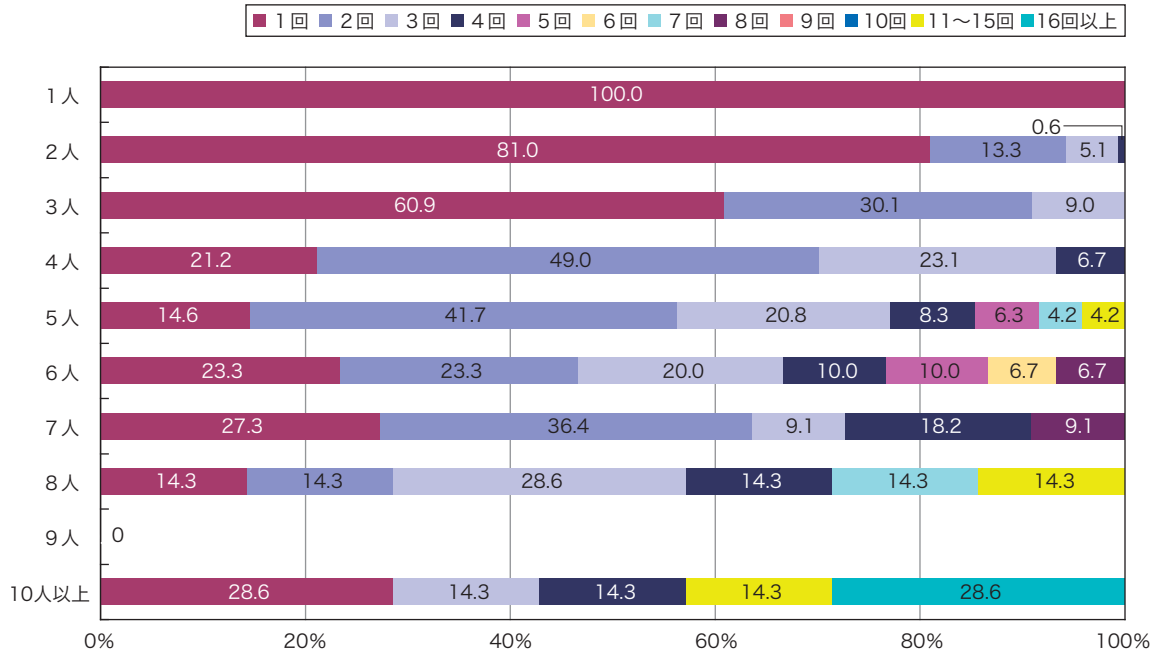
他方、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した【図90】を見ると、人証調べを1回の期日で終えた事件の割合は、人証数が1人の事件では100%、2人の事件では81.0%、3人の事件では60.9%となっている。また、人証調べを2回以内の期日で終えた事件の割合は、人証数3人の事件では91.0%、4人の事件では70.2%、5人の事件では56.3%、6人の事件では46.6%となっている。

以上によれば、瑕疵主張のある建築関係訴訟においても集中証拠調べが相当程度定着しているといえるが、民事第一審訴訟事件全体（【図27】）と比べると、人証調べが1回の期日で終了した事件の割合が、人証数2人から5人までの事件で低くなっている。瑕疵主張のある建築関係訴訟においては、専門性が高く内容が複雑であることから、1人当たりの人証に要する尋問時間が相対的に長く、1回の期日で人証調べが終了できない事件の割合がやや高くなるのではないかと考えられる。

【表89】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合（瑕疵主張のある建築関係訴訟）

人証調べ期日回数	既済事件数	事件割合
1回	284	53.5%
2回	144	27.1%
3回	64	12.1%
4回	19	3.6%
5回	6	1.1%
6回	2	0.4%
7回	3	0.6%
8回	3	0.6%
9回	0	0%
10回	0	0%
11～15回	4	0.8%
16回以上	2	0.4%
合計	531	100.0%

【図90】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況（瑕疵主張のある建築関係訴訟）



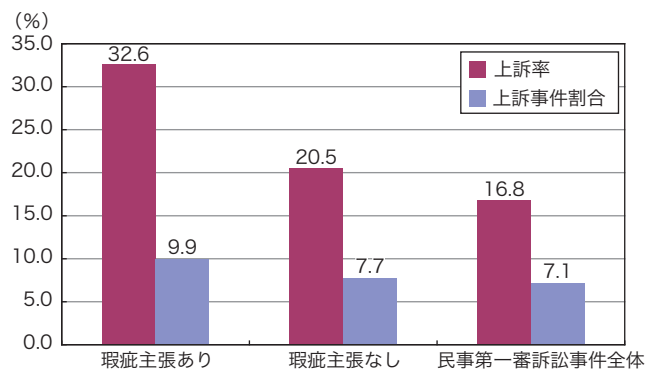
○ 上訴に関する状況

以下、建築関係訴訟の上訴に関する状況を瑕疵主張の有無別に検討する。

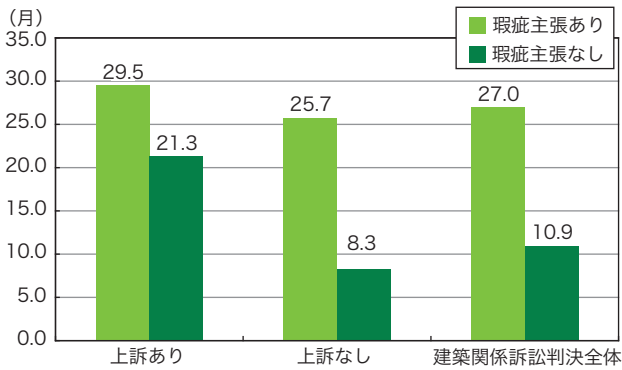
【図91】によれば、瑕疵主張のある建築関係訴訟の上訴率は32.6%、上訴事件割合は9.9%であり、瑕疵主張のない建築関係訴訟の上訴率は20.5%、上訴事件割合は7.7%である。民事第一審訴訟事件全体と比べて上訴率が高く、とりわけ瑕疵主張のある建築関係訴訟の上訴率は顕著に高い。他方、上訴事件割合も民事第一審訴訟事件全体と比べて高いが、上訴率ほど顕著ではない。

【図92】は、瑕疵主張のある建築関係訴訟及び瑕疵主張のない建築関係訴訟の上訴の有無別の平均審理期間を示したものである。瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、上訴があった場合で29.5月、上訴がなかった場合で25.7月であり、また、瑕疵主張のない建築関係訴訟の平均審理期間は、上訴があった場合で21.3月、上訴がなかった場合で8.3月である。上訴の有無によって平均審理期間に差が見られるが、その差は、瑕疵主張のない建築関係訴訟の場合に大きくなっている。これについては、瑕疵主張のない建築関係訴訟には、いわゆる欠席判決によって終局する事件や、実質的な争いがないために人証調べが実施されずに判決がされる事件のように、比較的短い審理期間で判決がされ、上訴がされる率が低い事件がある程度含まれていて、上訴のない事件の平均審理期間を引き上げる要因になっているのではないかと考えられる。そこで、対席事件で、かつ、人証調べを実施した事件に限ると、瑕疵主張のない建築関係訴訟の平均審理期間は、上訴があった事件では23.6月、上訴がなかった事件では17.2月であり、【図92】ほど大きな差はなくなる（【図93】）。

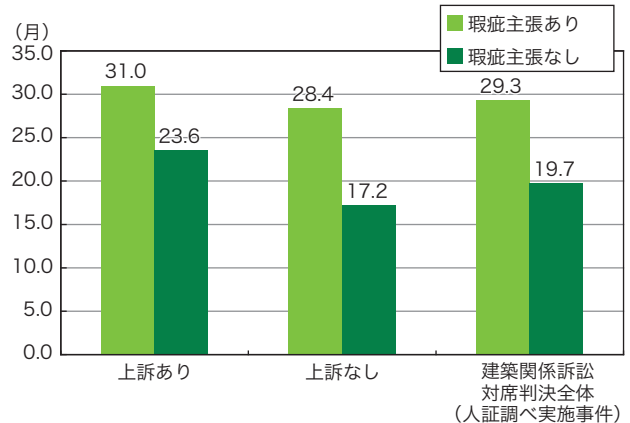
【図91】 上訴率及び上訴事件割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図92】 上訴の有無別の平均審理期間
(建築関係訴訟)



【図93】 人証調べを実施して判決で終局した対席事件の上訴の有無別の平均審理期間 (建築関係訴訟)



○ 鑑定に関する状況

以下、建築関係訴訟全体における鑑定の状況について見ていくこととする^{*20}。

【表94】によれば、建築関係訴訟において鑑定を実施した事件の鑑定採用日から鑑定書提出日までの平均期間（平均鑑定期間）は、6.3月である。【表95】によれば、平均鑑定期間のうち、①鑑定採用日から鑑定人指定日までの平均期間は1.0月、②鑑定人指定日から鑑定書提出日までの平均期間は5.3月となっている。

ただし、「鑑定採用日」のデータにつき、医事関係訴訟の場合と同様の問題があり、89件中62件は、鑑定採用日と鑑定人指定日が同日となっているため、上記の平均鑑定期間及びその内訳のうち①の平均期間は、鑑定のために要した期間の実態を必ずしも反映していない。そこで、鑑定採用日と鑑定人指定日が同一となっていた62件を除くとすると、【表96】のとおり、鑑定採用日から鑑定人指定日までの平均期間は3.2月となっている。ただし、基礎となる事件数が27件と少数であるため、この数値は個別事件の特性による影響を受けている可能性がある。

【表94】 平均鑑定期間 (建築関係訴訟)

平均鑑定期間 (月)	6.3
------------	-----

【表95】 平均鑑定期間の内訳 (建築関係訴訟)

鑑定採用日から鑑定人指定日までの平均期間 (月)	1.0
鑑定人指定日から鑑定書提出日までの平均期間 (月)	5.3

【表96】 鑑定採用日から鑑定人指定日までの平均期間 (建築関係訴訟)

鑑定採用日から鑑定人指定日までの平均期間 (月)	3.2
--------------------------	-----

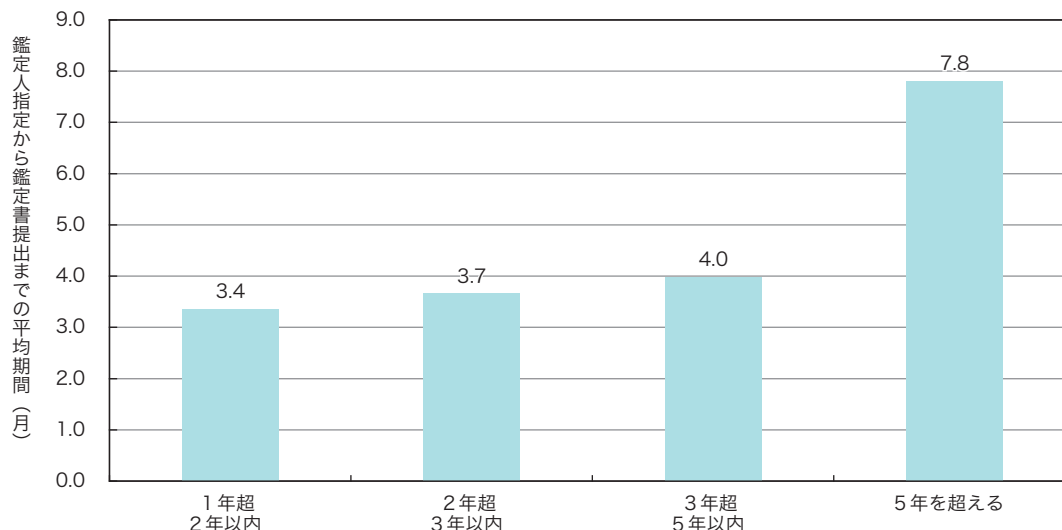
※ 鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く。

*20 瑕疵主張のない建築関係訴訟において鑑定が実施された事件は5件しかなく、瑕疵主張の有無別に鑑定の状況を分析するのは困難であるため、ここでは、建築関係訴訟全体を分析の対象とする。

II 民事訴訟事件に関する分析

【図97】は、建築関係訴訟の鑑定実施事件について、審理期間別の鑑定人指定日から鑑定書提出日までの平均期間を示したものであるが、これによれば、審理期間が長い事件ほど、鑑定人指定日から鑑定書提出日までの期間も長くなるという傾向が見られ、鑑定書の作成に時間を要することも、審理期間の長期化に影響を与えていることがうかがわれる。

【図97】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間（建築関係訴訟）



○ 付調停に関する状況

以下、建築関係訴訟における付調停に関する状況について、瑕疵主張の有無別に検討する。

(平均調停期間等)

【表98】によれば、建築関係訴訟（2875件）の16.7%（480件）が調停に付されている。その内訳を見ると、瑕疵主張のある事件（1409件）ではその31.3%（441件）が調停に付されているのに対し、瑕疵主張のない事件（1466件）で調停に付された事件の割合は2.7%（39件）にすぎない。

【表99】によれば、調停に付された建築関係訴訟の平均調停期間は14.1月、平均調停期日回数は10.2回である。そのうち、瑕疵主張のある事件では、平均調停期間が14.4月、平均調停期日回数が10.4回であり、瑕疵主張のない事件では、平均調停期間が11.4月、平均調停期日回数が7.9回である。

【表98】 付調停事件数及び付調停率（建築関係訴訟）

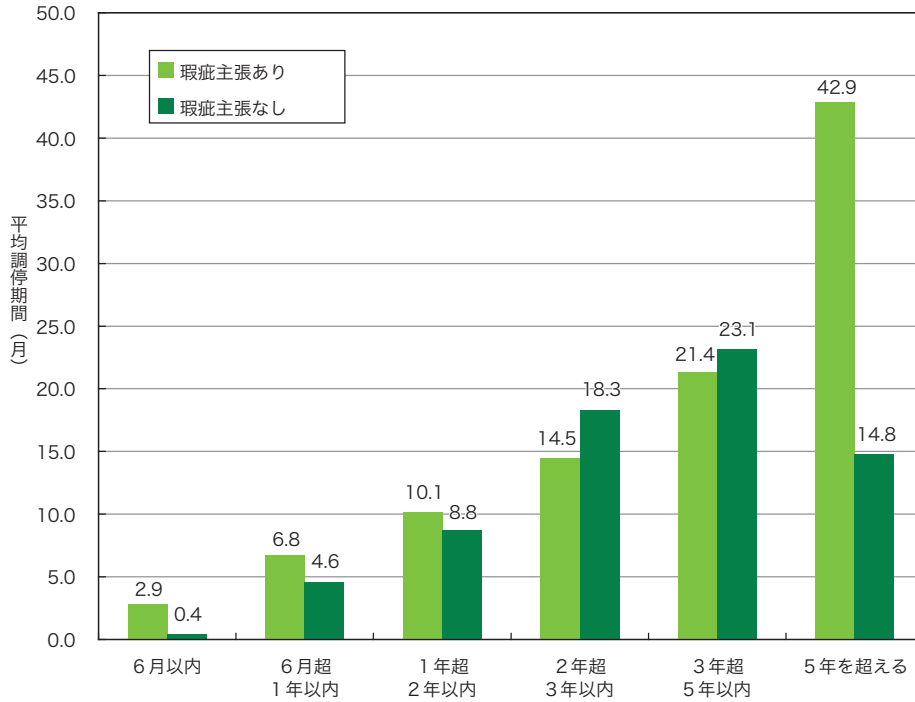
事件の種類	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
既済事件数	1,409	1,466	2,875
付調停事件数	441	39	480
付調停率	31.3%	2.7%	16.7%

【表99】 平均調停期間及び平均調停期日回数（建築関係訴訟）

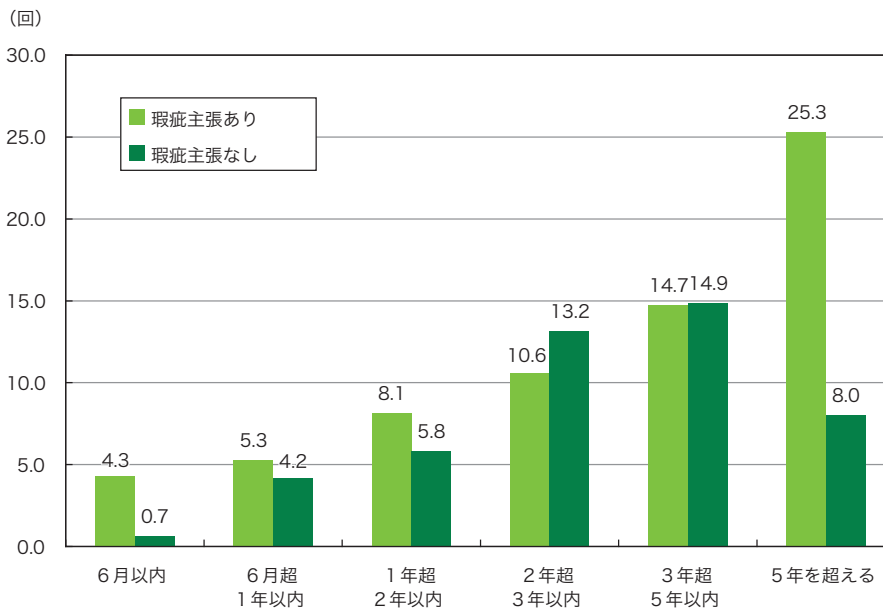
事件の種類	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体	
付調停	平均調停期間(月)	14.4	11.4	14.1
	平均調停期日回数	10.4	7.9	10.2

【図100】は、付調停があった建築関係訴訟について、審理期間別の平均調停期間を示したものであり、【図101】は、審理期間別の平均調停期日回数を示したものである。これによれば、調停に付された事件では、おおむね、審理期間の長い事件ほど、平均調停期間が長く、平均調停期日回数も多くなっている（なお、瑕疵主張のない建築関係訴訟については、基礎となる事件数が少ないため、個別の事件の特性による影響を受けている可能性がある。）。

【図100】 審理期間別の平均調停期間（建築関係訴訟）



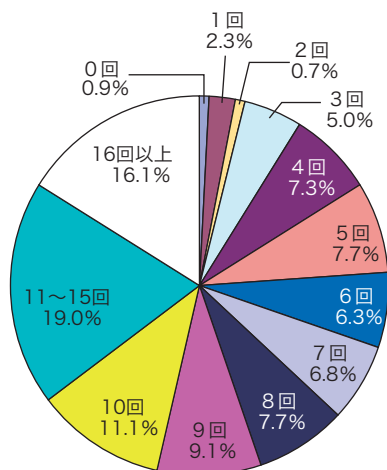
【図101】 審理期間別の平均調停期日回数（建築関係訴訟）



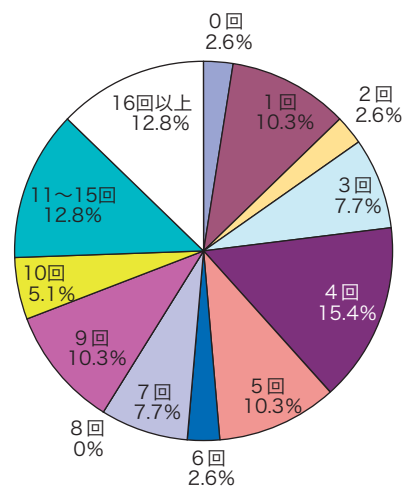
II 民事訴訟事件に関する分析

また、【図102の1, 2】は、付調停があった建築関係訴訟について、調停期日回数別の事件割合を示したものであるが、瑕疵主張のある建築関係訴訟では、調停期日回数が10回以上である事件が比較的多い。

【図102の1】 調停期日回数別の事件割合
(瑕疵主張のある建築関係訴訟)



【図102の2】 調停期日回数別の事件割合
(瑕疵主張のない建築関係訴訟)

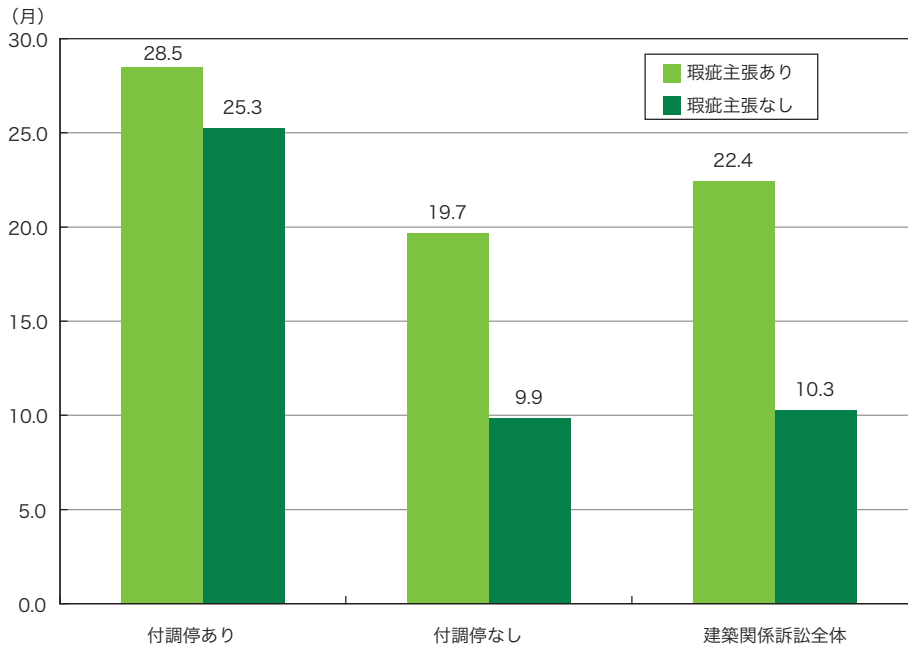


このように、瑕疵主張のある建築関係訴訟の方が、瑕疵主張のない建築関係訴訟より付調停率が顕著に高く、平均調停期間も長くなっているのは、建築瑕疵の有無という専門的事項が問題となるため、建築専門家である調停委員による専門的知見の提供を受けることが必要となる場面が多く、同時に、そのような事件の性質（専門性）から、調停自体にも期日と期間を要するということが反映しているのではないかと考えられる（第1回報告書94頁参照）。

（付調停の有無別の平均審理期間等）

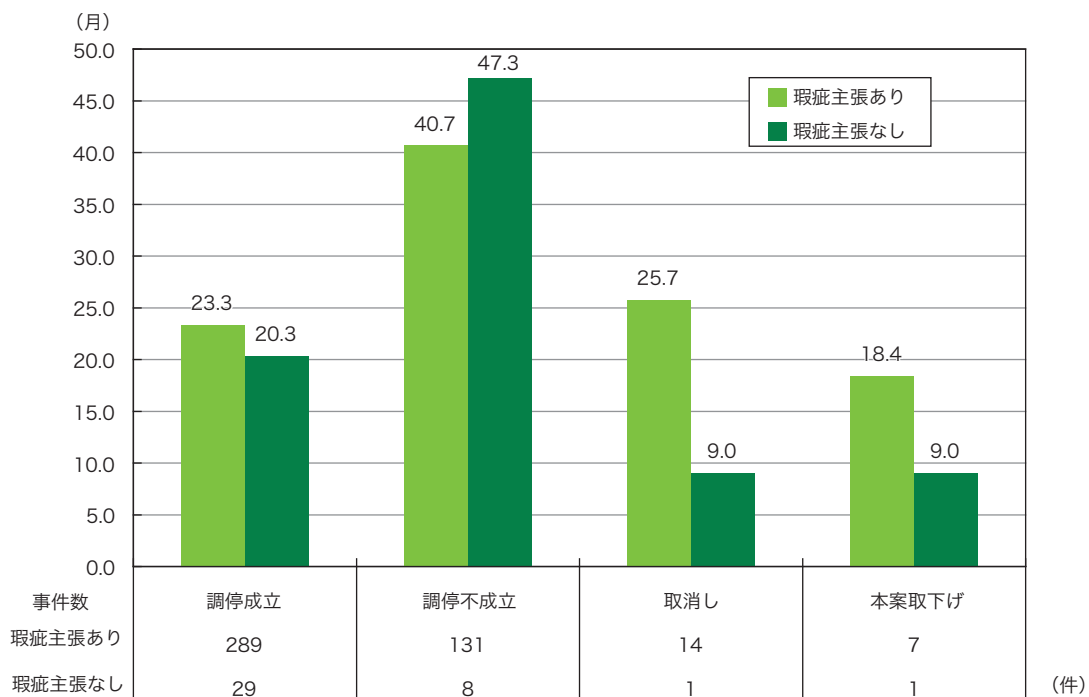
【図103】は、付調停の有無別の平均審理期間を示したものである。これによれば、瑕疵主張のある建築関係訴訟及び瑕疵主張のない建築関係訴訟のいずれにおいても、平均審理期間は、付調停のあった事件の方が、付調停のなかった事件より長くなっている。もっとも、付調停のあった事件の平均審理期間は、瑕疵主張の有無によりあまり大きな差がないのに対し、付調停のなかった事件の平均審理期間は、瑕疵主張のある事件では瑕疵主張のない事件の2倍程度と大きな差がある。これは、付調停がなかった事件のうち、瑕疵主張のない建築関係訴訟の中には、実質的な争いがないため、調停に付すまでもなく短期間に終局する事件が相当数含まれていることが影響しているのではないかと考えられる。

【図103】 付調停の有無別の平均審理期間（建築関係訴訟）



付調停があった建築関係訴訟について、調停終了区別の平均審理期間を示した【図104】によれば、瑕疵主張の有無にかかわらず、調停が不成立で終了した事件の平均審理期間が他と比較して顕著に長くなっている。前記のとおり付調停があった事件の平均審理期間が長くなっているのは、そのうち調停が不成立となった事件の平均審理期間が長いことによる影響が大きいものとみられる。付調停があった事件のうち、調停が成立した事件の割合は66.3%（全480件中318件）であるのに対し、不成立となった事件の割合は29.0%（全480件中139件）にすぎないが、結果として不成立となった事件では、調停手続と訴訟手続の双方に期間を要するほか、当事者間の対立が深刻で争訟性が高いという要素も加わり、審理期間が長くなっているのではないかと推測される。

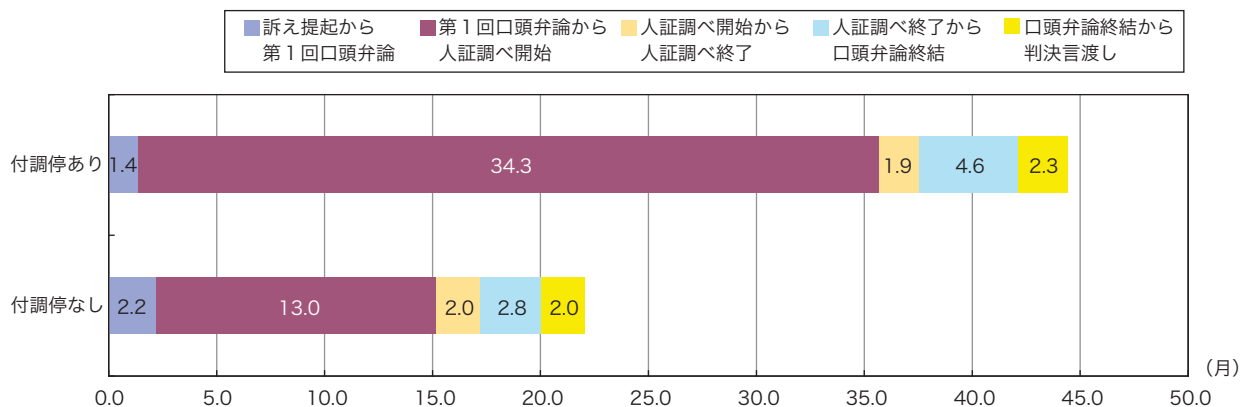
【図104】 調停終了区別の平均審理期間（建築関係訴訟）



II 民事訴訟事件に関する分析

人証調べを実施して判決で終局した建築関係訴訟について、付調停の有無別に、各手続段階ごとの平均期間を示した【図105】を見ると、付調停があったが不成立となり判決が言い渡された事件では、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間が顕著に長くなっており、この期間に、調停に要した期間が含まれていることがうかがわれる。

【図105】 人証調べを実施して判決で終局した事件における付調停の有無別の各手続段階の平均期間（建築関係訴訟）



	事件数	訴え提起から第1回口頭弁論 (月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始 (月)	人証調べ開始から人証調べ終了 (月)	人証調べ終了から口頭弁論終了 (月)	口頭弁論終了から判決言渡し (月)	合計 (月)
付調停あり	58	1.4 3.1%	34.3 77.2%	1.9 4.3%	4.6 10.3%	2.3 5.1%	44.4 100.0%
付調停なし	534	2.2 10.0%	13.0 58.9%	2.0 9.2%	2.8 12.8%	2.0 9.0%	22.0 100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。